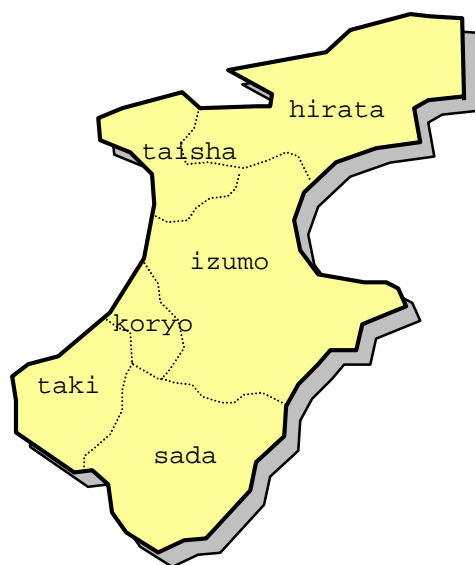


# 第 6 回 出雲地区合併協議会

## 会議資料



日 時：平成 16 年 6 月 10 日（木）午後 5 時

場 所：出雲市今市町 ラピタウェディングパレス



### 出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながおかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし 荒木 孝	ふかいてつお 深井徹郎	やまもときょうたろう 山本京太郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよしたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゆういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				みよしきよふみ 三好清文	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

### 出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	山本京太郎	山本京太郎	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	三好 清文
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[ 島根県立大学総合政策学部教授 ]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[ 島根県出雲総務事務所長 ]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[ 出雲市監査委員 ]
	たたのこうぞう 多々納幸造	[ 大社町監査委員 ]

### 出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

### 各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

### 出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

## 第 6 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 6 月 10 日（木）午後 5 時～

場所：出雲市今市町 ラピタウェディングパレス

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 議 事

#### ( 1 ) 報告事項

報告第 18 号 総務・企画小委員会報告について

報告第 19 号 福祉・教育小委員会報告について

報告第 20 号 産業・建設小委員会報告について

#### ( 2 ) 議案事項

議案第 50 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

( 協議第 3 号 産業・建設小委員会付託 )

議案第 51 号 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて

( 協議第 11 号 福祉・教育小委員会付託 )

議案第 52 号 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて

( 協議第 12 号 福祉・教育小委員会付託 )

#### ( 3 ) 協議事項

協議第 18 号 一般職の職員の身分の取扱い（その 1）について

( 総務・企画小委員会付託 )

協議第 19 号 一部事務組合等の取扱いについて

( 総務・企画小委員会付託 )

- 協議第 20 号 消防、救急の取扱いについて  
(総務・企画小委員会付託)
- 協議第 21 号 国民健康保険事業の取扱いについて  
(福祉・教育小委員会付託)
- 協議第 22 号 介護保険事業の取扱いについて  
(福祉・教育小委員会付託)
- 協議第 23 号 各種事務事業(病院、診療所関係)の取扱いについて  
(福祉・教育小委員会付託)
- 協議第 24 号 各種事務事業(農林関係その2)の取扱いについて  
(産業・建設小委員会付託)
- 協議第 25 号 地方税の取扱い(その1)について  
(総務・企画小委員会付託)

5 その他

6 閉 会

次回協議会

第 7 回：平成 16 年 6 月 25 日(金) 14:00～17:00 出雲交流会館 多目的室

第6回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第6回	大社町	出雲市
氏名		





**報告第 18 号**

総務・企画小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

総務・企画小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 5 回  
総務・企画小委員会を開催したので、報告する。

## 第5回 総務・企画小委員会開催内容

1. 日時：平成16年5月31日（月）15:00～17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：

### （1）協議第2号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

前回に引き続き、選挙区の取り扱いについて協議を行ったが、出雲市、平田市、湖陵町及び大社町の2市2町は「選挙区なし」、佐田町及び多伎町の2町は「選挙区あり」の意見となり、平行線の状況であった。

協議の中で、「議会制度と地域自治組織の関係についても関連して考える必要がある」という意見や、それに対して、「議会制度と地域自治組織については分けて考えるべきである」といった意見も出された。

今後は、6月10日開催の総務省官房 大野総括審議官の講演会の内容も参考としながら、引き続き協議することを確認した。

**報告第 19 号**

福祉・教育小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

福祉・教育小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 2 回福祉・教育小委員会を開催したので、報告する。

## 第2回 福祉・教育小委員会開催内容

1. 日時：平成16年5月31日（月）13:00～15:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 協議第11号 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて
    - \* 窓口手数料については、地財ショックの状況等勘案し住民負担の引き上げも協議すべきであるとの意見が出されたが、新市において引き上げも含め検討することとし、原案のとおりでよい旨を確認した。
  - (2) 協議第12号 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて
    - \* 胃ガン検診（血液検査）人間ドック及び脳ドックにおける人数限定については、早期発見早期治療の観点から、病気治療による経費負担を勘案し、「可能な限り多くの人が受診できるよう調整する」と修正することとした。その他の項目については、原案のとおりで良い旨を確認した。
  - (3) 協議第13号 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて
    - \* 私立認可保育所運営費補助金の補助額設定にあたって、6月初日を基準日にすべきとの意見から、実績を調査の上、次回の小委員会で継続審議することとした。

**報告第 20 号**

産業・建設小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

産業・建設小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 5 回産業・建設小委員会を開催したので、報告する。

## 第5回 産業・建設小委員会開催内容

1. 日時：平成16年5月31日（月）9:57～11:50
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 協議第3号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
    - \* 2市4町の農業委員会代表者との意見交換会での各農業委員会の意向を踏まえ、新市農業委員会の設置数、定数、在任特例及び選挙区設置の可否などについて協議を行った。協議の結果については、次回法定協議会へ議案として提案することを確認した。
  - (2) 協議第14～17号 各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて
    - \* 協議第3号の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」の協議に時間を要し、小委員会の予定時間内に審議が出来なかったため、継続審議とした。

**議案第 50 号**

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(協議第 3 号 産業・建設小委員会付託)

合併協定項目 10 . 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新市に 1 つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は、40 人とする。
- 2 農業委員会の選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、それぞれの選挙区の区域は、次のとおりとする。
  - (1) 平田市を区域とする選挙区
  - (2) 佐田町、多伎町及び湖陵町を区域とする選挙区
  - (3) 出雲市及び大社町を区域とする選挙区ただし、出雲市及び大社町を区域とする選挙区については、他の選挙区との均衡を保つため、複数の選挙区に分割するよう新市において調整する。
- 3 上記 1 及び 2 にかかわらず、合併時においては、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 9 月 21 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する委員の定数は、80 人とし、各市町の農業委員会ごとの人数については、選挙人の数をもとに配分し、出雲市農業委員会 26 人、平田市農業委員会 16 人、佐田町農業委員会 13 人、多伎町農業委員会 6 人、湖陵町農業委員会 6 人、大社町農業委員会 13 人とする。

## 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての審議経過

### 〔小委員会開催状況〕

4月19日（第2回小委員会）	・農業委員会委員の定数及び任期に関する制度の確認 ・今後の協議の進め方の確認
4月30日（第3回小委員会）	・2市4町農業委員会との意見交換会開催を確認 ・調整素案及び農業委員会等に関する法律改正内容について意見交換
5月19日（第4回小委員会）	・2市4町農業委員会代表者との意見交換会
5月31日（第5回小委員会）	・各委員の意見交換、小委員会案の検討・確認

### 〔小委員会における議論の経過〕

産業・建設小委員会においては、まず、2市5町法定協議会における「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての確認内容を尊重し、枠組みの変更・行財政改革等を考慮し、2市4町法定協議会に提案する調整方針を決定することの確認がなされた。

また、2市5町法定協議会の調整案の確認以降に、委員の改選が行われた農業委員会があり、改めて2市4町の農業委員会の意向を確認すべきとの意見があったことから、農業委員会の意向確認のためのアンケート調査に加え、農業委員会の代表者との意見交換会を、5月19日に開催し、2市4町のそれぞれの農業委員会の意向把握に努めたところである。

小委員会では、アンケート調査及び意見交換会の結果、農業委員会間で意見が異なる「在任する委員の数」、「在任期間」に加え、「在任特例の適用の可否」について集中して議論が交わされた。

### 〔農業委員会との意見交換の経過〕

意見交換会で明らかとなった2市4町の農業委員会の意向は、農業委員会の設置数、在任特例の適用及び各市町から少なくとも1人以上が選出されるような選挙区設置を望む意見で一致していた。一方、定数については、農業委員の激減に伴う地域農業への影響を懸念して法律で許される上限数とするところと、上限数に近い人数とするところとがあり、また、在任期間については、1年間とするところと数ヶ月間とするところがあるなど、意見に違いがあった。

2市4町の農業委員会の意向を分類すると次のとおりであった。

#### 【合併時】

- 1つの農業委員会を置き、法定上限数80人で、平成17年7月19日まで在任する。
- 1つの農業委員会を置き、法定上限数80人で、合併後1年間（以内）在任する。
- 1つの農業委員会を置き、法定上限数80人に近い人数で在任し、17年中の早い時期に改選する。

#### 【改選時】

- 1つの農業委員会を置き、法定上限数40人での選挙区選挙とする。
- 1つの農業委員会を置き、法定上限数40人に近い定数での選挙区選挙とする。



なお、農業委員会との意見交換会では、法令上委員数の減少は仕方ないが、委員数が大きく減少し、現在より広い範囲を少ない委員で担当することになるため、新市においては、農業委員の業務を補佐する「補助員」制度が必要という意見が多かった。小委員会としては、新市において補助員制度の導入について検討されるよう要望する。

### 【小委員会における論点と最終案の調整】

小委員会では、アンケート調査及び意見交換会や委員の中から提案のあった論点として、「在任する委員の数」、「在任期間」及び「在任特例の適用の可否」について集中して意見交換が行われ、次のとおり確認がなされた。

#### 【新市農業委員会の設置数】

農業委員会の設置数については、全ての農業委員会の意向が1つとすることで一致しており、また、新市農業政策の一体化の観点からも新市においては、農業委員会を1つに統合することとされた。

#### 【新市農業委員会の定数】

定数についての農業委員会の意向は、40人(法定上限数)と40人に近い人数との2とおりであったが、2つの意見の差は小さく、また、委員1人当りの担当区域も現在より広い範囲となること、農業委員が地域農業の振興に重要な役割を担っていることから、農業委員の急激な減少は避けるべきとして、定数は40人とすることとされた。

#### 【在任特例の可否について】

在任特例の適用についての農業委員会の意向は、2市4町全ての農業委員会が適用を望むことで一致している。その理由としては、適用しなかった場合には、設置選挙を合併の日から50日以内に実施し、新市の農業委員会を設置することとなるが、設置されるまでの期間は、農業委員会事務局も設置できないことから、農業委員会の業務遂行が全て停止してしまうこととなるため、住民生活、特に農業者への影響が大きいというものであった。

一方、小委員会の委員の中から、在任特例に否定的な意見が出されたことから、業務の遂行が出来ない場合の影響を把握するため、合併直後を想定し、2市4町農業委員会の平成15年4月・5月の申請受付処理件数の調査を行った。その結果、農地転用の申請や非農地証明・耕作証明・農業者年金の受給などに影響が出る事が判明したが、特に農業者年金に関する請求や届出の遅れは、年金受給の遅れや返納金の発生など、直接住民に大きな影響が出る恐れがあることから、在任特例を適用することとされた。

#### 【在任数と在任期間について】

在任数については、農業委員会の意見にもわずかではあるが差があったところである。また、小委員会の委員の中にも、2市5町時にも80人で確認されているが、構成市町が減少し枠組みの変更となった現在、少なくとも斐川町の在任数15人を控除した65人程度が適当であり、80人はおかしいとの意見が出された。

農業委員会の業務は、法令に基づき農地の貸し借りや売買などの申請内容や事実関係を調査して許可をすること、標準小作料の設定、農地紛争の和解除のための仲介に加え、農業振興施策に関して市町村長などに対して建議を行うことができる等、地域に密着し地域農業の振興に深く関わる重要な役割を担っている。

農業委員会代表者との意見交換会では、2市4町の農業委員会代表者から、急激な農

業委員の減少は、このような農業委員会の業務や農業振興組織の活動に大きな影響が出る恐れがあり、激減緩和を望むとの強い要請があった。

小委員会では、80人の在任を疑問視する意見があったが、こうした農業委員会の役割の重要性を考慮し、法定上限数の80人とするべきとの意見が大勢を占めたことから、在任数は80人とする事とされた。なお、一部委員からは、この数については異議がある旨の意見が表明されたことを、特に申し添えておく。また、各市町への配分は、2市5町時と同様に選挙人の数に比例して配分することが確認された。

次に、在任期間については、農業委員会の意見にも、1年間とするもの、7月までの4ヶ月程度とするもの、できる限り短くとするものなど大きな違いがあった。小委員会では、合併後の過渡期として、スムーズな新市農業委員会への移行を図るために在任特例を適用し、法定上限数の80人の在任としたところであり、在任期間については、むしろ可能な限り短縮すべきであり、半年程度が適当との意見が大勢を占めたことから、合併の日から起算して半年後の平成17年9月21日までを在任期間とする事とされた。

#### 【選挙区の区域と定数について】

2市5町法定協議会の時に確認されたとおり、2市4町それぞれの区域から少なくとも1人以上は選出されるよう、選挙区設置を要望する農業委員会の意向には、全ての委員が理解を示し、選挙区設置の確認がなされた。

選挙区の区域についても、2市5町法定協議会の時の考え方を踏襲することとされた。

#### 〔産業・建設小委員会の調整案〕

これまでの議論及び確認事項を基に、以下の内容を産業・建設小委員会の調整案とする。

1. 新市に1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数は、法定上限数の40人とする。
2. 選挙区を設けるものとし、それぞれの選挙区の区域は、次のとおりとする。
  - 平田市を区域とする選挙区
  - 佐田町、多伎町及び湖陵町を区域とする選挙区
  - 出雲市及び大社町を区域とする選挙区ただし、出雲市及び大社町を区域とする選挙区については、他の選挙区との均衡を保つよう、さらに複数の選挙区に分割するよう新市において調整する。
3. 合併時においては、在任特例を適用し、在任することができる選挙による委員の数は、80人とし、各市町の農業委員会ごとの人数については、選挙人の数をもとに配分し、次のとおりとする。
  - 出雲市農業委員会 26人
  - 平田市農業委員会 16人
  - 佐田町農業委員会 13人
  - 多伎町農業委員会 6人
  - 湖陵町農業委員会 6人
  - 大社町農業委員会 13人

1. 新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選取肢

区分 (選取肢)	選任方法	定数	任期	根拠法令
1. 新市に1つの委員会を置く場合	ア) 原則 新たに選挙する。 (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (10人以上40人以下)	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	イ) 在任特例 右記の定数を超えるときは、合併関係市町の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条第1項 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
2. 新市に2以上の委員会を置く場合	ウ) 原則 各委員会ごとに新たに選挙する。 (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (10人以上30人以下)	3年	農業委員会等に関する法律第34条第1項、第2項
	エ) 在任特例 各委員会ごとに右記の定数を超えるときは、合併関係市町の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第34条第1項、第7条第1項及び第15条第1項
	オ) 従前の区域ごとにそのまま委員会を置く特例	従前の定数	従前の任期	農業委員会等に関する法律第34条、第1項、 市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項

2. 2市4町の農業委員会委員の定数及び任期等の現況

区分	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
行政面積 (ha)	17,233	14,205	10,983	5,515	2,226	4,180	54,342
農地面積 (ha) (2000年農業センサス)	2,718	1,754	426	132	143	376	5,549
基準農業者数 1 (各農業委員会調べ)	4,185	1,877	821	324	282	571	8,060
選挙人の数 (各農業委員会調べ)	9,780	3,510	1,741	567	573	1,404	17,575
選挙による委員 の条約定数 (人)	26	16	13	10	10	13	88
法12条1号委員 2 (人)	2	2	2	2	2	2	12
法12条2号委員 3 (人)	5	5	1	3	3	2	19
任期	平成16年 4月15日 ～ 平成19年 4月14日	平成16年 1月1日 ～ 平成18年 12月31日	平成13年 7月18日 ～ 平成16年 7月17日	平成13年 11月17日 ～ 平成16年 11月16日	平成14年 7月20日 ～ 平成17年 7月19日	平成14年 7月20日 ～ 平成17年 7月19日	

1 基準農業者数・・・10アール以上の農地を耕作する世帯数と農地法第2条第7項に規定する農業生産法人数の合計数

2 法12条1号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第1号に規定する委員で、農業協同組合及び農業共同組合ごとに推薦した理事各1人

3 法12条2号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第2号に規定する委員で、市町村の議会が推薦した学識経験を有する者5人以内

3. 2市4町の農業委員会委員の報酬等の現況

区分	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
選挙による委員の 現員数 (人)	26	16	13	10	10	13	88
法12条1号委員 (人)	2	2	2	2	2	2	12
法12条2号委員 (人)	5	5	1	3	3	2	19
合計	33	23	16	15	15	17	119
報酬	月額	月額	月額	日額	月額	月額	
	32,000円	31,000円	7,100円	7,000円	8,200円	8,200円	
	25,500円	23,500円	6,600円				
委員	22,500円	20,500円	6,600円	6,500円	7,900円	7,600円	
費用弁償(日額)			1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
平成14年度 報酬額合計	9,096千円	5,594千円	1,274千円	476千円	1,431千円	1,545千円	19,416千円
平成14年度 農業委員会交付金	13,517千円	6,563千円	2,821千円	1,856千円	1,868千円	2,767千円	29,392千円

\* 農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き上げる。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。〔経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003〕

4 . 平成 15 年度 4 月・5 月の受付処理件数

( 2 市 4 町実績 : 各農業委員会調べ )

	4 月	5 月	合計	備 考
農地法 3 条 (所有権移転 他)	10	13	23	譲渡人、譲受人、それぞれの理由によって所有権移転の申請がなされるため、許可事務の遅れが申請者に与える影響もさまざまである。農業の経営拡大のためや、生活資金のために譲渡する場合もあるし、公共事業の事業用地にかかる代替地として農地を所有権移転する場合などは、許可の遅れによって事業に支障が出ることも考えられる。
農地法 4 条(転用)	11	11	22	農業委員会の意見決定ができないので転用申請に対応できない。事前(除外申請時等)に周知できる場合は市民の理解は得られるとしても、用途地域、既に除外の許可済みの農地についての転用申請等、緊急の場合市民の理解を得るのが困難。
農地法 5 条(転用)	25	22	47	
農地転用事業計画 の変更	4	4	8	4 月・5 月の農地部会が開催できない場合、6 月の農地部会が最初の部会となるが、2ヶ月の期間があり、さらに知事の許可は7月の20日頃になるので、3ヶ月の期間は長く市民の理解を得るのは困難
利用権設定 (農地の貸し借り)	121	81	202	事務は 21 世紀農業支援センターで行っている。農業委員会の意見決定ができないため、公告ができない。
農地法 20 条 6 項 (農地の貸し借りの 解約通知)	17	16	33	農地の賃貸借につき、合意解約が引渡の時期前6ヶ月以内に成立したものについて、合意解約した日の翌日から起算して 30 日以内に農業委員会に通知しなければならない。通常、解約後に 3,4,5 条申請、利用権設定をする場合が多いので、それらの申請を審査する場合に支障が出るおそれがある。
農地法 25 条 2 項 (農地の貸し借りの 条件変更通知)	0	0	0	賃貸借契約について内容変更した場合、変更した日の翌日から起算して 30 日以内に農業委員会に通知しなければならない。となっているが、通知が遅れても影響なし。
非農地証明	9	11	20	農業委員会会長名で処理する事務(農地転用事実証明書、許可を取り消していない旨の証明、許可の取り消し願等)ができないので、登記簿の地目、権利移転ができなくなり、農業委員会会長が決まらない間、証明書等の発行ができなくなるので、市民の理解を得るのが困難。
耕作証明	77	1	78	主に、免税軽油の申請のための添付書類として使われる。有効期間は 1 年間なので、きれた時に証明が出せないと、この間免税が受けられない。
相続税贈与税納税 猶予適格者証明	0	0	0	相続税申告書の添付書類。申告期間は相続発生から 10 ヶ月間あるので、4・5 月にかからないようにしてもらえば特に影響ない。ちなみに 15 年度における申請は、相続発生後 9 ヶ月目ごろに出されているものが多い。贈与税については申告期間が 2/1 ~ 3/15 なので影響なし。(税務署照会)
相続税贈与税納税 猶予継続証明	0	0	0	納税猶予の適用を受けた農地等の全部ではなく、一部を担保として提供された場合には、3 年に 1 度継続届出書を提出する必要がある、その添付書類となる。これも、3 年過ぎるまでに提出すればよいので、4・5 月をはずせば特に影響はない。(税務署照会)
農業者年金各種届 出	10	10	20	一時金等の給付の遅れ、また返納金発生(支給停止届の遅れのため、年金の過払いが生じる等)の可能性あり。 届出の流れ:届出者 JA 農委 年金基金
農業者年金裁定請 求	2	2	4	受給の遅延。(額が減るわけではなく、後でまとめて給付となる。) 請求書の流れ 上記に同じ。
合計	286	171	457	

## 5.2 市4町単位での選挙区設置の可否

		出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
農地面積(㌖)		2,718	1,754	426	132	143	376	5,549
基準農業者数		4,185	1,877	821	324	282	571	8,060
選挙人の数		9,780	3,510	1,741	567	573	1,404	17,575
選挙区数	農地面積 (500㌖以上)	5	3	単独設置 不可	単独設置 不可	単独設置 不可	単独設置 不可	
	基準農業者数 (600以上)	7	3	1	単独設置 不可	単独設置 不可	単独設置 不可	
	現況	5	1	1	1	1	1	10

### 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 (略)

### 農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

2市4町の各農業委員会のアンケート調査に対する回答

平成16年5月14日取りまとめ

調査項目	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
1 農業委員会の設置数について	<p>新市においては、経費等の面から1つの委員会を設置するのが適当と考える。</p>	<p>「1つの委員会とする。地域特性を考慮した範囲の複数が必要である。」としてほしいが、それぞれの農業委員会の区域の設定が難しいこと、及び（旧協議会の）小委員会の最終案において「新市農業委員会は、1つに統合することが確認された。」ことにより、1つの委員会とするのもです。</p>	<p>新市においては、1つ設置するのが経費の面等から適当と考える。</p>	<p>農業の条件が同じ地域毎等に複設置することが望ましいが、合併のメリット(人員、経費等の削減)を考慮すると1つ設置するのが適当と考える。</p>	<p>新市においては、経費の節減等の面から1つの設置が適当と考える。</p>	<p>新しい市においては、経費等の面から1つの委員会を設置するのが適当と考える。</p>
2 選挙による委員の選任方法及び任期について	<p>選任方法は、委員の激減緩和、事務局の空白期間が生じる事による事務の停滞等から、在任特別を適用するのが適当と考える。</p> <p>在任特別の任期は、1年以内の間で、できるだけ長い期間とする。</p> <p>定数は、最大の80人が適当と考えられる。また、定数を決めるに当たり、旧市町間で不公平がないように配慮を願いたい。</p>	<p>選任方法及び任期について「在任特別」を適用する。平田市農業委員会は、農業委員が中心に地区ごとの農業振興を担っている状況であり、委員数は最大数とし、任期は一般選挙に移行するまで、定められている範囲の1年間とする。</p> <p>定数については、在任特別を活用する場合の在任委員の配分は、現行条例定数88人を最大数80人として、本市農業委員は平田市地域農業支援センターの中で地区振興を担っている状況であり、現行の公選委員16人の配分を願いたい。</p>	<p>設置選挙とした場合50日以内に選挙を実施することになるが、その間は職員も任命されず、農地法等の法令業務や証明書の発行事務等は一切できないことになる。一時的ではあるが住民サービスの低下を招くことになるので、在任特別は実施すべきと考えられる。</p> <p>定数については、一般選挙における定数の2倍程度とする。</p> <p>期間については、特別法において1年以内となっているが、平成17年中の早い時期に終了すべきと考えられる。</p>	<p>設置選挙の場合、農業委員会の無い期間が生じ住民サービスが出来ないため、在任特別を適用すべきと考える。</p> <p>在任特別の任期は、1年以内のできるだけ長い期間とする。</p> <p>定数は、最大の80人が適当と考えられる。互選の際、旧市町間で不公平の出ないような配慮が必要である。</p>	<p>設置選挙とした場合、職員の仕事、農地法等の法令業務等事務が一切できなため、在任特別を実施すべき。</p> <p>定数については、激減緩和の点から在任特別定数最大の80人から在任特別定数最大の80人までに行うのが良いと考える。</p>	<p>定数は、地域活動の支障、激減緩和の点から在任特別定数最大の80人とするのが適当と考える。</p> <p>在任特別の期間については、1年以内となり、湖陵町及び平町の改選時期(平成17年7月)までに行うのが良いと考える。</p>
3 一般選挙時の定数について	<p>1委員当たりの担当区域も大きく広がることから、最大の40人が適当と考える。</p>	<p>広域化されるため最大の40人とするのが適当と考えます。</p>	<p>定数については、新市では少ない人数で担当する地域も格段に広がることから、できるだけ40人に近い人数にすべきである。</p>	<p>委員1人当たりの担当区域を少しでも狭くし、適正な判断がしやすいように最大の40人が適当と考える。</p>	<p>行政範囲が広がるので、基準定数の最大の40人とするのが良いと考える。</p>	<p>行政範囲が広がるので、基準定数最大の40人とするのが適当と考える。</p>
4 選挙区について	<p>旧市町から1人以上の委員が選出できるように、複数の選挙区を設定すべきと考える。</p>	<p>選挙区割は旧市町、地域性及び制度上により複数の選挙区を設置し、うち平田市は全体を1選挙区としたい。</p>	<p>選挙区については、旧市町から1人以上の委員が選出されるような選挙区と選挙区ごとの選挙すべき委員数を決定すべきと考える。</p>	<p>旧市町から、最低1人以上の委員が選出されるように、複数の選挙区を設定すべき</p>	<p>農業委員については、農業者の代表、地域の世話役という性格、役割を持っているので、複数の選挙区を設けることにより旧市町から少なくとも1人以上選出されるような選挙区、委員数を設けるべきであると考える。</p>	<p>旧市町から1人以上の委員が選出されるような選挙区と選挙区毎の選挙すべき委員数を決定すべきと考える。</p>
5 その他	<p>合併後、広範囲を少ない委員で担当することから、現在行っている「農業委員協力員制度」の導入が必要と考える。</p>	<p>平田市は地域農業支援センターを中心に農業支援の諸施策に取り組んでいるが、この事業を継続していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業支援センター(農業振興の総合調整)</li> <li>・地区農業振興会議(地区農業委員のリーダー的役割)</li> <li>・水田農業推進協議会(米の生産調整に関すること)</li> </ul>	<p>3.でも記述しているように、合併後は広範囲を少ない委員で担当することから、「補助員制度」といったものの導入も今後検討してほしい。</p>	<p>定数が減少した場合、受け持つ地域が広くなり地域の実情把握等が困難なため、委員を補助する人が必要</p>	<p>合併後は広範囲を少ない委員で担当することから、農業委員の担当地区制の明確化を図るとともに、農業委員協力員(補助員)の設置等体制整備が必要であると考える。</p>	<p>2市4町での意見交換の場を設けてほしい。</p>



## 「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」に関する主な法令

### 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

#### （設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3～6（略）

#### （選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

#### （選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4（略）

#### （選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

#### （委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2～3（略）

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

5（略）

#### （境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2（略）

## 農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区	分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

## 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
  - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
  - 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
  - 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

**議案第 51 号**

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて

（協議第 11 号 福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 窓口手数料については、2 市 4 町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。  
ただし、「住民票の閲覧」の単位は、1 人 1 件とし、「身分証明（破産者、成年被後見人等）」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。
- 2 窓口サービスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。



**議案第 52 号**

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて  
（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 各種予防接種  
当面現行のとおり新市に引き継ぐ。  
実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。  
ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。
- 2 予防接種手帳  
当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。
- 3 予防接種被害調査委員会  
2市4町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 乳幼児等医療費助成制度  
現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。
- 5 福祉医療費助成制度  
大社町の例により合併時までに調整する。
- 6 健康増進施設事業  
現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営については、

新市において検討する。

施設利用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 7 基本健康診査

個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、18歳以上の者を対象に実施する。なお、選択項目については、眼底検査のみとする。

基本健康診査負担金については、医療機関への委託料の1割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

個別健診・集団健診それぞれの委託料については、新市において統一する。

#### 8 肝炎ウイルス検査

40歳以上については、個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢及び検査結果を踏まえた要指導の者を対象に、B+C型、B型、C型の選択形式により実施する。

39歳以下の者については、出雲健康福祉センターにおいてC型のみを実施する。

肝炎ウイルス検査負担金については、無料とする。委託料については、新市において統一する。

#### 9 骨粗しょう症検診

集団検診により、年齢・性別の別なく希望者全員に実施する。

骨粗しょう症検診負担金については、無料とする。

#### 10 歯周疾患検診

個別検診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検診も併用し、40歳・50歳の者を対象に実施する。

歯周疾患検診負担金については、個別検診は医療機関への委託料の1割を負担、集団検診は無料とすることとし、いずれの場合でも国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

#### 11 胃がん検診

X線検査については、集団検診により40歳以上の者を対象に実施する。

血液検査については、個別検診で40歳以上の者を対象にモデル事業として実施し、可能な限り多くの方が受診できるよう調整する。

胃がん検診負担金については、X線検査、血液検査ともに医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

#### 12 肺がん検診

集団検診により40歳以上の希望者を対象に実施する。

肺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

#### 13 乳がん検診

触診については、集団検診により、30歳以上の女性を対象に実施する。

X線検査については、個別検診により、45歳以上の女性を対象に実施する。

乳がん検診負担金については、触診については、無料とし、X線検査については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

#### 14 子宮がん検診

個別健診を原則とするが地域の実情に応じて集団健診も併用し、30歳以上の女性を対象に実施する。

子宮がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

#### 15 大腸がん検診

検体を医療機関へ郵送する方法により、40歳以上の者を対象に実施する。

大腸がん検診負担金については、郵送料(申し込み葉書代50円)のみの負担とする。

委託料については、新市において統一する。

#### 16 前立腺がん検診

集団健診、個別健診併用により 50 歳・55 歳・60 歳の男性を対象に基本健康診査の際に併行して実施する。

前立腺がん検診負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

集団・個別ごとの委託料については新市において統一する。

#### 17 人間ドック

個別健診により、国保加入者のうち 30 歳から 65 歳までの 5 歳刻みの年齢の者を対象に実施することとし、可能な限り多くの方が受診できるように調整する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようにしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

人間ドック負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

#### 18 脳ドック

個別健診により、国保加入者のうち 40 歳から 69 歳までの年齢の者を対象に実施することとし、可能な限り多くの方が受診できるように調整する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようにしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

脳ドック負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。



**協議第 18 号**

一般職の職員の身分の取扱い（その 1）について、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

一般職の職員の身分の取扱い（その 1）について

（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 1 1 . 一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 2 市 4 町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し統一を図る。
- 3 給与制度については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から国家公務員の基準に照らし合併時に調整・統一するものとする。

参考資料：別紙のとおり

別紙資料1  
一般職の職員の定数及び職員数

平成16年4月1日

団体名 区分	出雲市		平田市		佐田町		多伎町		湖陵町		大社町		計	
	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数
市・町長の事務部局	436	430	200	185	52	51	45	44	48	48	118	117	899	875
保育所					12	10							12	10
教育委員会の事務部局及び所管の 学校その他の教育機関の職員	111	103	65	45	8	8	9	8	13	13	39	39	245	216
選挙管理委員会	1	1	2	2									3	3
監査委員の事務部局	3	3	1	1									4	4
農業委員会の事務部局	6	4	3	2	1	1			1	1	1	1	12	9
水道事業事務部局	36	32	10	10							3	2	49	44
議会の事務部局	6	6	5	4	1	1	1	1	1	1	3	2	17	15
公平委員会の事務部局	1	0	1	1									2	1
病院事業			200	167									200	167
消防本部及び消防署			40	38							28	28	68	66
計	600	579	527	455	74	71	55	53	63	63	192	189	1,511	1,410

平成16年4月1日

一部事務組合の職員数

団体名	派遣職員						組合 職員 計		
	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町		計	
出雲市外6市町広域事務組合	19	2	3	2	3	1	30	19	49
出雲市外4町広域消防組合	2						2	117	119
出雲市外3市町斐伊川水系水利組合						1	1		1
平田市斐川町火葬場組合		1					1		1
計	21	3	3	2	3	2	34	136	170

## 協議第 19 号

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

一部事務組合等の取扱いについて（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 14 . 一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 出雲市外 6 市町広域事務組合、出雲市外 4 町広域消防組合、出雲市外 3 市町斐伊川水系水利組合及び平田市・斐川町火葬場組合は、合併の前日をもって解散し、2 市 4 町に係る共同処理事務は、新市に引き継ぐ。なお、その財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。また、その職員の身分の取扱いについては、2 市 4 町の一般職の職員の身分の取扱いに準じ、新市に引き継ぐものとする。
- 2 島根県市町村総合事務組合、島根県市民交通災害共済組合  
島根県市町村総合事務組合及び島根県市民交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 3 土地開発公社
  - ( 1 ) 2 市 3 町の土地開発公社のうち 1 つの土地開発公社を存続し、それ以外の 4 つの土地開発公社は、合併の期日までに解散する。
  - ( 2 ) 解散する 4 つの土地開発公社の所有する財産、債務は、存続する 1 つの土地開発公社に引き継ぐものとする。
  - ( 3 ) 存続する 1 つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。
  - ( 4 ) 新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時まで調整する。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲地区区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会

協議項目		一部事務組合等の取扱いについて		協議細目	
調整の方針					
1 出雲市外6市町広域事務組合、出雲市外4町広域消防組合、出雲市外3市町斐伊川水系水利組合及び平田市・斐川町火葬場組合は、合併の前日を持って解散し、2市4町に係る共同処理事務は、新市に引き継ぐ。なお、その財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。また、その職員の身分の取扱いについては、2市4町の一般職の職員の身分の取扱いに準じ、新市に引き継ぐものとする。					
現況					
項目	名称	出雲市外4町広域消防組合	出雲市外6市町広域事務組合	出雲市外3市町斐伊川水系水利組合	平田市・斐川町火葬場組合
構成団体	出雲市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町	出雲市、平田市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町	出雲市、平田市、斐川町、大社町	出雲市、平田市、斐川町	平田市、斐川町
組織	消防長 1名 消防次長 2名 ・総務課 10名(うち1名兼務) ・予防課 7名 ・警防課 16名(うち通信指令室12名) ・本署 45名(うち1名兼務) ・東部分署 14名 ・西部分署 14名 ・南部分署 12名 出納 3名(併任) 議事事務局 3名(併任) 監査委員会事務局 4名(併任) 公平委員会事務局 2名(併任)	事務局長 1名 ・文化交流課 12名(うち電算10名) ・環境事業課 5名 ・介護保険課 15名 ・出雲工場セクター 8名 ・神西清掃工場 1名(兼務) ・出雲刈りセクター 3名(うち2名兼務) ・出雲環境セクター 7名 ・出雲刈り外セクター 2名(兼務) ・神西埋没処理場 3名(兼務) ・出雲休日診療所(囃託) 2名(併任) 出納 2名(併任) 議事事務局 2名(併任) 監査委員会事務局 3名(併任) 公平委員会事務局 1名(併任)	事務局長 1名(併任) 事務局次長 1名(併任) 事務局 5名(うち4名併任) 出納 3名(併任) 議事事務局 2名(併任) 監査委員会事務局 2名(併任) 公平委員会事務局 1名(併任)	事務局 4名(うち3名併任) 出納 2名(併任) 議事事務局 1名(併任) 監査委員会事務局 1名(併任) 公平委員会事務局 1名(併任)	
特別職	管理者 出雲市長 助 役 出雲市助役 収入 役 出雲市収入役	代表理事 理事の互選 副代表理事 理事の中から代表理事による指名 常務理事 理事の中から代表理事による指名 収入 役 代表理事の属する市町の収入役	管理者 出雲市長 助 役 出雲市助役 収入 役 出雲市収入役	管理者 平田市長 副管理者 斐川町長 収入 役 両市町どちらかの収入役	
一般職員	119名	49名	1名(大社町)	1名(平田市)	
理事会		8名(関係市町の長及び職員理事)			
議会	15名(関係市町の議会選出議員及び町長)	27名(関係市町の議会選出議員)	20名(関係市町の議会選出議員)	10名(関係市町の議会選出議員)	

出雲地区区合併協議会事務局

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会

協議項目		協議細目		
一部事務組合等の取扱いについて				
調整の方針				
1 出雲市外6市町広域事務組合、出雲市外4町広域消防組合、出雲市外3市町斐伊川水系水利組合及び平田市・斐川町火葬場組合は、合併の前日を持って解散し、2市4町に係る共同処理事務は、新市に引き継ぐ。なお、その財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。また、その職員の身分の取扱いについては、2市4町の一一般職の職員の身分の取扱いに準じ、新市に引き継ぐものとする。				
現 況				
項目	名称	出雲市外6市町広域事務組合	出雲市外3市町斐伊川水系水利組合	平田市・斐川町火葬場組合
監査委員会		2名（組合議員及び有識者）	2名（組合議員及び有識者）	2名（組合議員及び有識者）
公平委員会		3名	3名	3名
事業内容		出雲エネルギーセンターの設置及び管理運営に関する事務 神西清掃工場の管理運営に関する事務 し尿処理に関する事務 埋没処分場の設置及び管理運営に関する事務（平田市、斐川町および佐田町に関わるものを除く） 介護保険法に基づく介護保険事業（各種申請書及び届出書の受付、需給資格証明書の交付、要介護認定及び要支援認定に係る調査、保険料の賦課基礎資料の作成及び組合が督促した保険料の整理は除く。）の実施に関する事務（平田市、斐川町及び大社町に関わるものを除く。） 伝染病隔離病棟の管理に関する事務 休日診療所の設置及び管理に関する事務 ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業実施の連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務 出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域基本計画に基づく事業実施の連絡調整に関する事務 電算システム統合事業	斐伊川に関する事務 斐伊川沿岸左岸幹線用水路及び船津頭首工に関する事務 高瀬川に関する事務 武志大樋に関する事務 舟川導水路に関する事務	火葬場の設置及び管理運営に関する事務
財産		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

別紙

項目	名称	出雲市外4町広域消防組合	出雲市外6市町広域事務組合	出雲市外3市町斐伊川水系水利組合	平田市・斐川町火葬組合
公有財産	なし (土地及び建物：各構成団体所有)		土地 建物 280,526.77 m <sup>2</sup> 5,761.16 m <sup>2</sup>	山林 立木の推定蓄積量 有価証券 定期預金 990.00 m <sup>2</sup> 13.00 m <sup>2</sup> 2,300 千円 4,709 千円 (平成14年度未現在高)	建物 249.41 m <sup>2</sup> (平成14年度未現在高)
物品 (平成15年度未 現在高)	水防ポンプ 水槽付消防ポンプ自動車 科学消防ポンプ自動車 はしご付消防自動車 救急自動車 高規格救急自動車 マイクロボス 指令車 救助工作車 積載車 広報車 査察車 水防防災車 緊急消防自動車二輪車 大型エアートント キャビネット ホース洗浄機 救急訓練用トレーナー 救急患者監視装置 心電図伝送装置 自動心肺蘇生装置 除細動器	4台 3台 1台 1台 2台 4台 1台 2台 4台 4台 2台 2台 1台 1台 1基 1台 3台 1台 5台 5台 4台 4台	普通乗用自動車 3台 普通貨物自動車 1台 軽貨物自動車 2台 4tダンプ 2台 2tダンプ 2台 ドーザーシヨベル 1台 タイヤシヨベル 2台 大型テント 1基 観光モニュメント 1基 キャリヤ付コンテナ 7台 電気集塵機 2基 コンプレッサー 1基 古紙梱包装置 1基 ガラス瓶自動色別選別器 1基 ガラスヒース製造装置 1基 心電図計 1台 (平成14年度未現在高)	軽自動車 1台 (平成14年度未現在高)	なし
基金 (平成15年度未 現在高)	出雲市外4町広域消防職員退職手当基金 出雲市外4町広域消防組合大型特殊自動車整備事業基金	14,299 千円 40,444 千円	出雲休日診療諸施設整備事業基金 17,462 千円 出雲地区ふるさと市町村圏振興事業基金 2,448,856 千円 環境基金 251,328 千円 介護給付費準備基金 50,000 千円	斐伊川用水対策事業基金 7,010 千円	なし

# 島根県市町村総合事務組合同規約

平成3年3月29日

規約第2号

## 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、島根県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、島根県内の全部の市町村をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。ただし、第4号及び第5号に掲げる事務については、別表第1に定める市に係るものは除く。

(1) 市町村振興に係る広域的な事業の実施に関する事務

(2) 島根県市町村振興センターの設置、管理及び運営に関する事務

(3) 職員及び議会議員の共同研修機関の設置、管理及び運営に関する事務

(4) 常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務

(5) 非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、松江市殿町8番地3に置く。

## 第2章 議会

(組合議員の定数及び選出の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は20人とし、次の各号に定めるところによる。

(1) 組合を組織する市の長 4人

(2) 島根県市議会議長会の会長及び副会長の職にある者 2人

(3) 組合を組織する町村の長 10人

(4) 島根県町村議会議長会の会長及び副会長の職にある者 4人

2 前項第1号及び第3号に規定する組合議員は、別表第2の各選出区ごとに定める定数により、当該選出区内の市及び町村の長のうちから互選する。

3 組合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを補充しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期中に、市町村長である組合議員が市町村長としての任期が満了することにより執行される選挙で再選された場合においては、当該組合議員の任期は継続するものとする。

3 組合議員が、市町村長、島根県市議会議長会の会長若しくは副会長又は島根県町村議会議長会の会長若しくは副会長の職を失ったときは、組合議員としての職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(特別議決)

第 8 条 組合の議会の議決すべき事件のうち、第 3 条第 4 号及び第 5 号の事務に係る事件については、当該事件に係る市町村に属する組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数をもってこれを決する。

### 第 3 章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第 9 条 組合に管理者及び副管理者各 1 人を置く。

2 管理者及び副管理者は、市町村長のうちから組合の議会において選挙する。

3 管理者及び副管理者の任期は、2 年とする。

4 前項の任期中に、管理者又は副管理者が市町村長としての任期が満了することにより執行される選挙で再選された場合においては、当該管理者又は副管理者の任期は継続するものとする。

5 管理者又は副管理者が市町村長の職を失ったときは、当該管理者又は副管理者としての職を失う。

(収入役)

第 10 条 組合に収入役 1 人を置く。

2 収入役は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 収入役の任期は、4 年とする。

(事務局の設置及び職員)

第 11 条 組合に事務局を設け、吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第 1 項の職員の定数は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちから各 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任された者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

### 第 4 章 組合の経費

(組合の経費)

第 13 条 組合の経費は、市町村の負担金、組合の財産から生ずる収入その他の収入をもって充てる。

2 前項の規定による負担金又は負担割合は、管理者が組合の議会の議決を経て別に定める。

### 第 5 章 雑則

(事務の受託)

第 14 条 組合は、第 3 条第 4 号及び第 5 号に掲げる事務について、市町村が加入する島根県内の一部事務組合及び広域連合から、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定による事務の委託の申し出がなされた



ときは、これを受託することができる。

(その他)

第 15 条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、島根県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 3 条第 4 号の規定は平成 4 年 7 月 1 日から、同条第 5 号の規定は平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 島根県市町村職員退職手当組合及び島根県町村非常勤職員公務災害補償等認定審査組合が解散した際におけるこれらの一部事務組合の権利義務並びに基金及び資産は、島根県市町村総合事務組合が承継するものとする。ただし、承継した権利義務並びに基金及び資産は、従前の島根県市町村職員退職手当組合及び島根県町村非常勤職員公務災害補償等認定審査組合に係る権利義務並びに基金及び資産として、それぞれ明確に区分し、管理するものとする。

3 この規約により初めて管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は、島根県市長会会長である者が行うものとする。

附 則(平成 11 年規約第 4 号)

この規約は、許可の日から施行する。

別表第 1

共同処理する事務	除外する市
第 3 条第 4 号に掲げる事務	松江市、浜田市、 <u>出雲市</u>
第 3 条第 5 号に掲げる事務	松江市、浜田市、 <u>出雲市</u> 、益田市、大田市、安来市、江津市、 <u>平田市</u>

別表第 2

選出区		議員の定数
第 1 区	島根県内の市	4 人
第 2 区	八束郡及び能義郡内の町村	2 人
第 3 区	仁多郡、大原郡及び飯石郡内の町村	2 人
第 4 区	簸川郡内の町村	1 人
第 5 区	邇摩郡及び邑智郡内の町村	2 人
第 6 区	那賀郡内の町村	1 人
第 7 区	美濃郡及び鹿足郡内の町村	1 人
第 8 区	隠岐郡内の町村	1 人

昭和44年1月1日

(組合の名称)

第1条 この組合は、島根県市民交通災害共済組合(以下「組合」という。)という。  
(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市及び平田市をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、組合を組織する市(以下「組合市」という。)の交通災害共済に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、松江市殿町8番地(島根県市長会事務局内)に置く。

(組合の議会)

第5条 この組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、14人とする。

2 組合議員は、第8条第2項の規定によりその長が管理者又は副管理者に就任した市以外の組合市の長及び組合市の議会において当該議会の議員のうちからそれぞれ選挙された各1人をあてる。

3 組合議会に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市は、ただちにこれを補充しなければならない。

(組合の議会の議員の任期)

第6条 組合市の長以外の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員が、組合市の長又は組合市の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちからそれぞれ選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、2年とする。

(管理者・副管理者及び収入役)

第8条 この組合に管理者1人、副管理者一人及び収入役1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合市の長の互選による。

3 収入役は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

4 管理者・副管理者及び収入役の任期は、2年とする。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は2年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の身分を失つたときは、その職を失う。

(補助職員)

第10条 この組合に吏員その他の職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

(経費の支弁の方法)

第11条 この組合の経費は、交通災害共済加入者の会費、組合費の負担金その他の収入をもつてあてる。

2 前項の組合費の負担金は、管理者が組合議会の議決を経て定める。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、組合の運営について必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規約は、許可の日(昭和43年11月26日指令地第484号で許可)から施行する。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	一部事務組合等の取り扱いについて	協議細目	土地開発公社の取り扱い
調整の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>2市3町の土地開発公社のうち1つの土地開発公社を存続し、それ以外の4つの土地開発公社は、合併の前日までに解散する。</li> <li>解散する4つの土地開発公社の所有する財産及び債務は、存続する1つの土地開発公社に引継ぐものとする。</li> <li>存続する1つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。</li> <li>新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時までに調整する。</li> </ol>		

## 現況

会社名称	出雲市土地開発公社	平田市土地開発公社	湖陵町土地開発公社	佐田町土地開発公社	多伎町土地開発公社
担当係	財政課財産管理係	都市開発課	総務課行政係	産業振興課	総務課
職務局長	1名(市財政課課長兼務)	1名(公社嘱託)	1名(総務課兼務)		
職員	2名(財政課職員兼務)	1名(公社職員)		1名(産業振興課兼務)	1名(公社職員)
嘱託職員		1名			
職員人数	3名	3名	1名	1名	1名
理事長	助役	1名(助役)	助役	1名(町長)	助役
副理事長	市議会議員				学識経験者
常任理事	1名(財政部長)	1名(建設経済部長)	1名(総務課課長)		1名(総務課長)
理事	市議会副議長 市議会議員(4名) 建設事業部長 都市整備部長	市議会議員 3名 収入役 総務部長 都市開発課長 財政課長 総務課長 建設課長	町議会議長 総務教民常任委員長 経済建設常任委員長 経済建設常任副委員長 建設課長 町議会副議長	議長 助役 町議会議員 1名 いずも農協理事 1名 総務課長 産業振興課長 建設課長	多伎町議会議長 多伎町議会副議長 2名 学識経験者 多伎町建設課長 多伎町産業振興課長 多伎町出納室長
理事人数	9名	11名	9名	8名	10名
監事	市監査委員 収入役	市議会議員 平田商工会議所専務	議会選出監査委員 経済課長	町監査委員 2名	2名 学識経験者
監事人数	2名	2名	2名	2名	2名

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	一部事務組合等の取り扱いについて	協議細目	土地開発公社の取り扱い			
調整の方針	<p>1. 2市3町の土地開発公社のうち1つの土地開発公社を存続し、それ以外の4つの土地開発公社は、合併の前日までに解散する。</p> <p>2. 解散する4つの土地開発公社の所有する財産及び債務は、存続する1つの土地開発公社に引継ぐものとする。</p> <p>3. 存続する1つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。</p> <p>4. 新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時までに調整する。</p>					
<b>現 況</b>						
<p>定 款 等 に つ い て</p>	<p>会社名称</p>	<p>出雲市土地開発公社</p>	<p>平田市土地開発公社</p>	<p>湖陵町土地開発公社</p>	<p>佐田町土地開発公社</p>	<p>多伎町土地開発公社</p>
<p>基本財産</p>	<p>500万円</p>	<p>1000万円</p>	<p>500万円</p>	<p>500万円</p>	<p>500万円</p>	<p>500万円</p>
<p>事業年度</p>	<p>4月1日～3月31日</p>	<p>4月1日～3月31日</p>	<p>4月1日～3月31日</p>	<p>4月1日～3月31日</p>	<p>4月1日～3月31日</p>	<p>4月1日～3月31日</p>
<p>役員</p>	<p>理事12人以内(理事長1人、副理事長1人、常任理事1人) 監事2人以内</p>	<p>理事12人以内(うち理事長1人及び常務理事1人) 監事2人</p>	<p>理事10名以内 監事2名以内</p>	<p>理事8名以内(内、理事長1名) 監事2名</p>	<p>理事10人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人) 監事2人</p>	<p>理事10人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人) 監事2人</p>
<p>任期</p>	<p>2年</p>	<p>2年</p>	<p>2年</p>	<p>2年</p>	<p>2年</p>	<p>2年</p>
<p>理事会</p>	<p>2回以上/年度</p>	<p>理事長が必要と認めるとき、理事、監事が目的を記載した書面により要求したとき。</p>	<p>理事長が必要と認めるとき</p>	<p>理事長が必要と認めるとき、理事、監事が目的を記載した書面により要求したとき。</p>	<p>理事長が必要と認めるとき、理事、監事が目的を記載した書面により要求したとき。</p>	<p>(役員会) 2回以上/年度</p>
<p>運営業務の現状</p>	<p>1. 取得依頼に基づく(用地先行取得(用地交渉 無)) 2. 公有用地の処分(取得依頼への土地売却) 3. 完成土地(住宅地)の管理、売却</p>	<p>1. 設立団体等からの依頼に基づく(事業用地等の先行取得) 2. 公有用地の管理、処分 3. 設立団体等からの依頼に基づく、住宅用地の造成事業 4. 完成土地の管理、処分</p>	<p>1. 設立団体等からの事業用地等の先行取得に関する調整 2. 取得依頼に基づく(土地の先行取得(用地交渉含む)) 3. 公有用地の処分 4. 完成土地の管理</p>	<p>1. 設立団体等からの依頼に基づく(事業用地等の先行取得) 2. 設立団体からの依頼により、住宅用地の造成事業 3. 完成土地の管理、処分</p>	<p>1. 設立団体等からの事業用地等の先行取得に関する調整(取得にともなう事務手続き、登記等含む) 2. 未成土地の管理(駐車場としての貸付等) 3. 設立団体等からの依頼に基づく(測量、造成、設計、登記業務等)</p>	<p>1. 設立団体等からの事業用地等の先行取得に関する調整(取得にともなう事務手続き、登記等含む) 2. 未成土地の管理(駐車場としての貸付等) 3. 設立団体等からの依頼に基づく(測量、造成、設計、登記業務等)</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会管財分科会 1 - 3

協議項目	一部事務組合等の取り扱いについて	協議細目	土地開発公社の取り扱い				
調整の方針	<p>1. 2市3町の土地開発公社のうち1つの土地開発公社を存続し、それ以外の4つの土地開発公社は、合併の前日までに解散する。</p> <p>2. 解散する4つの土地開発公社の所有する財産及び債務は、存続する1つの土地開発公社に引継ぐものとする。</p> <p>3. 存続する1つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。</p> <p>4. 新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時までに調整する。</p>						
<b>現 況</b>							
〔15年度決算状況その1(貸借対照表)〕							
資 産 の 部	公 社 名 称	出雲市土地開発公社	平田市土地開発公社	湖陵町土地開発公社	佐田町土地開発公社	多伎町土地開発公社	合 計
	(1)現金及び預金	116,689,964	180,801,278	8,876,286	8,285,074	27,207,633	341,860,235
	(2)未収金		428,857			5,118	433,975
	(3)未収収益					22,613,917	22,613,917
	(4)公有用地	589,524,156	704,915,708	152,265,981		4,270,000	1,446,705,845
	(5)完成土地	8,683,352	202,239,208			58,706,650	215,192,560
	(6)未成土地	33,475,050		1,235,105		26,751,540	93,416,805
	(7)受託用地						26,751,540
	(8)前払金		15,402				15,402
	(9)立替金		5,248				5,248
	(10)代行用地						0
流動資産計	748,372,522	1,088,405,701	162,377,372	8,285,074	139,554,858	2,146,995,527	
固定資産計	5,010,000	35,500	5,000,000		1,807,257	11,852,757	
資産合計	753,382,522	1,088,441,201	167,377,372	8,285,074	141,362,115	2,158,848,284	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会管財分科会 1 - 4

協議項目	一部事務組合等の取り扱いについて	協議細目	土地開発公社の取り扱い			
調整の方針	<p>1. 2市3町の土地開発公社のうち1つの土地開発公社を存続し、それ以外の4つの土地開発公社は、合併の前日までに解散する。</p> <p>2. 解散する4つの土地開発公社の所有する財産及び債務は、存続する1つの土地開発公社に引継ぐものとする。</p> <p>3. 存続する1つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。</p> <p>4. 新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時までに調整する。</p>					
<b>現 況</b>						
〔15年度決算状況その2(貸借対照表)〕						
	出雲市土地開発公社	平田市土地開発公社	湖陵町土地開発公社	佐田町土地開発公社	多依町土地開発公社	合計
負債の部	(1)未払金	13,651,191	350,000		24,549,000	38,550,191
	(2)前受金	4,000			31,632,624	31,636,624
	(3)未払費用	223,020			187,824	410,844
	(4)短期預り金	107,740			2,170	109,910
	(5)短期借入金	785,700,000	1,235,105			786,935,105
	流動負債計	799,685,951	1,585,105		56,371,618	857,642,674
	(1)長期借入金	631,682,558	104,200,000			771,306,009
	(2)普通引当金					0
	(3)特定引当金		71,844,387			95,245,492
	(4)退職給与引当金		21,636,301			39,369,676
固定負債計	631,682,558	197,680,688	35,423,451		905,921,177	
負債合計	631,682,558	997,366,639	37,008,556		1,763,563,851	
資本の部	(1)基本財産	5,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	30,000,000
	(2)運用基金(財産)					0
	基本金(基本財産)計	5,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	30,000,000
	(1)前年度繰越準備金	115,635,315	81,448,594	125,546,699	3,391,514	364,813,789
	(2)当年度純利益	1,064,649	374,032	177,833	106,440	470,694
	準備金計	116,699,964	81,074,562	125,368,866	3,285,074	365,284,483
資本合計	121,699,964	91,074,562	130,368,866	8,285,074	395,284,483	





## 協議第 20 号

消防、救急の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

消防、救急の取扱いについて（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 16 . 消防、救急の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 消防本部庁舎の位置

消防本部庁舎の位置は、出雲市渡橋町 2 5 3 番地 1（出雲市外 4 町広域消防組合消防本部の庁舎）とする。なお、平田市消防本部庁舎並びに大社町消防本部庁舎は、それぞれ消防署庁舎とする。

### 2 組織機構等

組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため、現行のとおり移行する。ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等の整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均衡のとれた消防組織について検討する。また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。

### 3 119 番受信及び通信指令

119 番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために 3 消防署間をホットライン（NTT 専用回線）で結ぶことにより連携を図る。なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外 4 町広域消防組合のシステムに統一する。

#### 4 消防団の組織

消防団の組織については、当面現行のとおり移行し、新市における複数の消防団の密接な連携による一体的な運用を図るため、合併時に連合消防団を設置する。ただし、新市において、地域の実情や常備消防の状況を総合的に勘案した適正な組織体制を検討する。なお、合併時に災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲地区合併協議会の調整方針

## 消防防災専門部会消防防災分科会 1

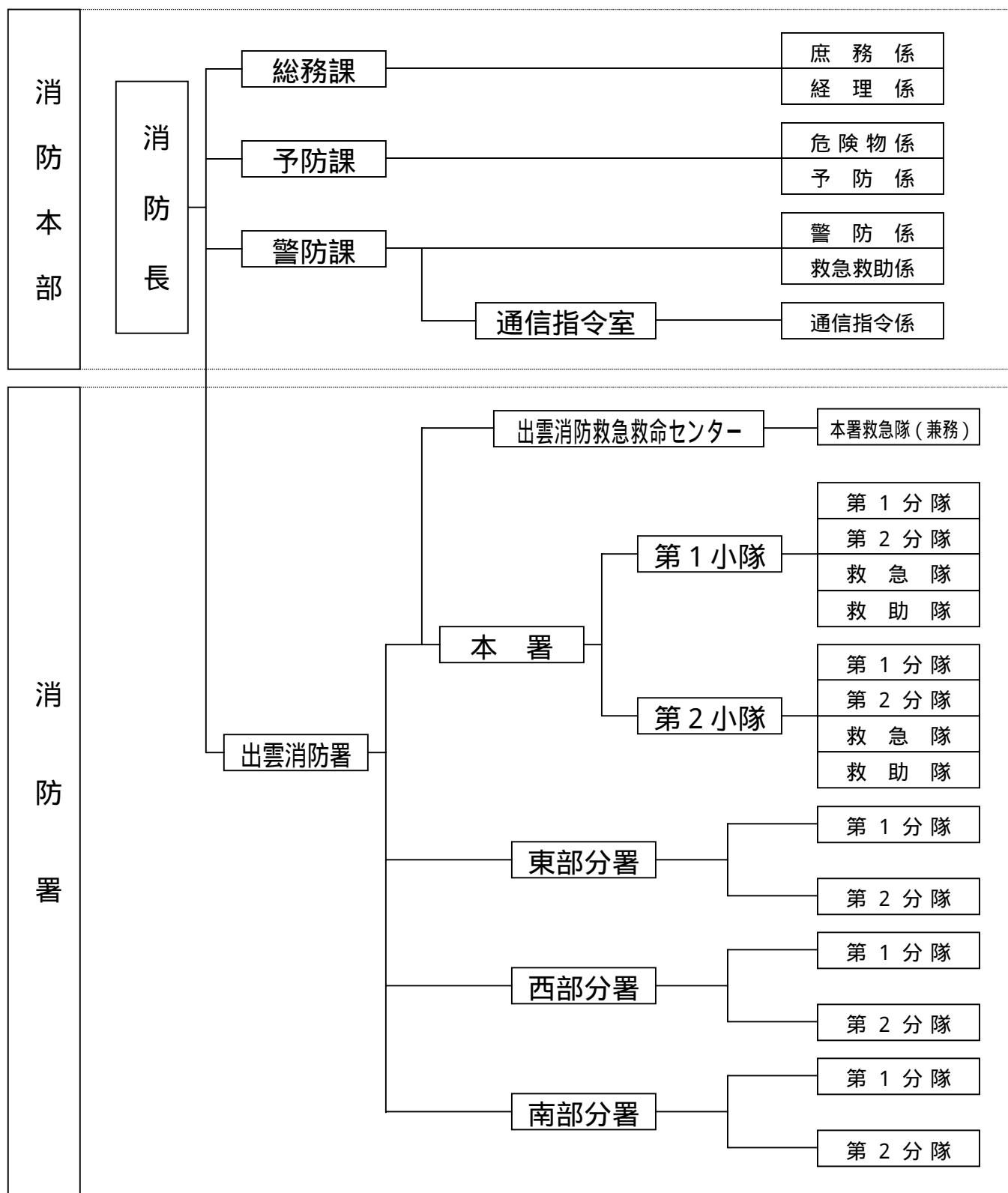
協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	消防本部庁舎の位置
<b>調整の方針</b>	<p>消防本部庁舎の位置は、出雲市渡構町 253 番地 1 (出雲市外 4 町広域消防組合消防本部の庁舎)とする。                      なお、平田市消防本部庁舎並びに大社町消防本部庁舎は、それぞれ消防署庁舎とする。</p>		
<b>現況</b>			
<b>出雲市外 4 町広域消防組合</b>	<b>平 田 市</b>	<b>大 社 町</b>	<b>調 整 の 具 体 的 内 容</b>
<p>[本庁舎]                      消防本部及び出雲消防署本署 (出雲市)                      ・敷地面積: 5,984.17 m<sup>2</sup>                      ・庁舎棟: R.C造 3 階建(一部 4 階)延面積 3,788.13 m<sup>2</sup>                      ・訓練棟主塔: R.C造 7 階建 延面積 455.49 m<sup>2</sup>                      ・副塔: 鉄骨造 3 階建 延面積 213.30 m<sup>2</sup>                      ・設備棟: R.C造 平屋建 延面積 28.0 m<sup>2</sup>                      平成 10 年 3 月 20 日竣工                      建物延床面積合計: 4,484.92 m<sup>2</sup></p> <p>[分署庁舎]                      出雲消防署東部分署 (斐川町)                      ・敷地面積: 461.0 m<sup>2</sup>                      ・庁舎棟: R.C造 2 階建 延面積 252.0 m<sup>2</sup>                      昭和 47 年 3 月 31 日竣工 (平成 4 年 10 月 9 日増築)                      出雲消防署西部分署 (多伎町)                      ・敷地面積: 993.7 m<sup>2</sup>                      ・庁舎棟: R.C造 2 階建 延面積 277.0 m<sup>2</sup>                      昭和 47 年 3 月 31 日竣工 (昭和 58 年 3 月 5 日、平成 3 年 9 月 20 日、平成 5 年 10 月 5 日増築)                      出雲消防署南部分署 (佐田町)                      ・敷地面積: 460.24 m<sup>2</sup>                      ・庁舎棟: R.C造 2 階建 延面積 262.97 m<sup>2</sup>                      平成 7 年 3 月 20 日竣工 (平成 11 年 10 月 4 日増築)</p>	<p>[本庁舎]                      平田市消防本部及び平田市消防署                      ・敷地面積: 888.75 m<sup>2</sup>                      ・庁舎棟: R.C造 3 階(一部 4 階)延面積 888.75 m<sup>2</sup>                      昭和 41 年 4 月 11 日竣工</p>	<p>[本庁舎]                      大社町消防本部及び大社町消防署                      ・消防事務棟: R.C造 4 階建 延面積 240 m<sup>2</sup>                      (消防事務室 1 階から 3 階まで)                      昭和 40 年 6 月 5 日竣工                      ・車庫棟: S 造 一部 2 階建 延面積 331.1 m<sup>2</sup>                      平成 12 年 8 月 竣工                      建物延床面積合計: 571.1 m<sup>2</sup></p>	<p>消防本部庁舎の位置は、出雲市渡構町 253 番地 1 (出雲市外 4 町広域消防組合消防本部の庁舎)とする。                      なお、平田市消防本部庁舎並びに大社町消防本部庁舎は、それぞれ消防署庁舎とする。</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

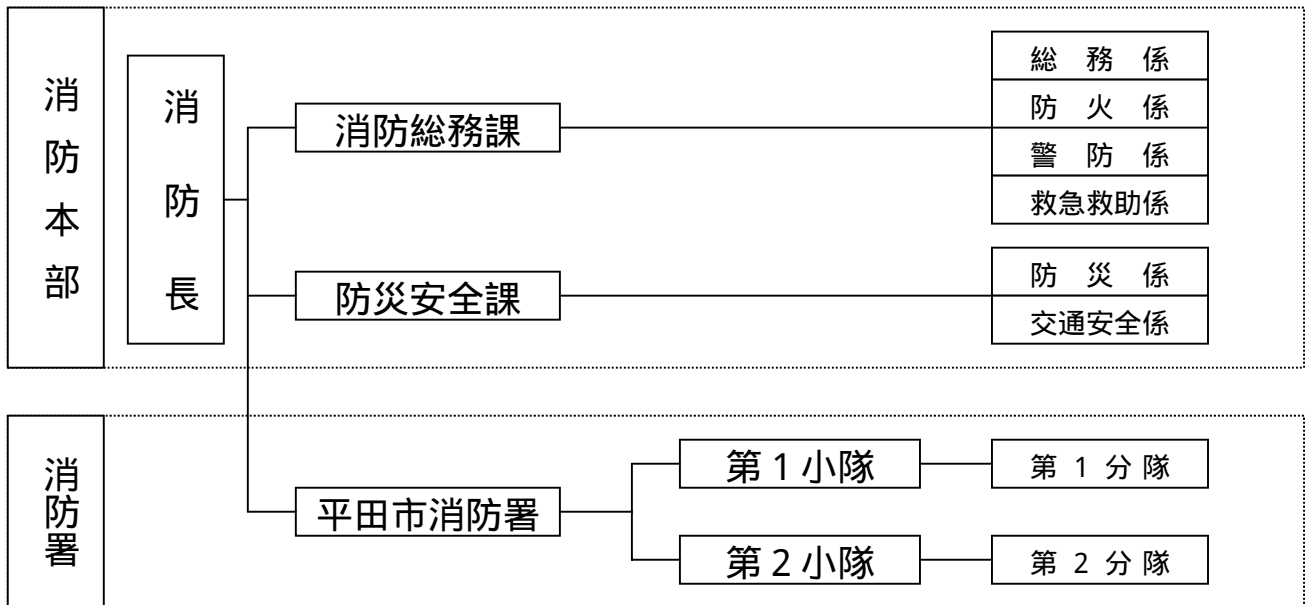
## 消防防災専門部会消防防災分科会 2

協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	組織機構等
調整の方針	<p>組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため現行のとおり移行する。ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等の整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均衡のとれた消防組織について検討する。また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。</p>		
<b>現 況</b>			
<b>出雲市外4町広域消防組合</b>			
<p>[団体名] 出雲市外4町広域消防組合 [構成] 1市4町 出雲市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町 [組織] 消防本部 総務課 - 庶務係、経理係 予防課 - 危険物係、予防係 警防課 - 警防係、救急救助係 ・通信指令室 - 通信指令係 通信指令係</p>	<p>[団体名] 平田市消防本部 [構成] 単独消防 [組織] 消防本部 消防総務課 - 総務係、防火係、警防係、救急救助係 防災安全課 - 防災係、交通安全係</p>	<p>[団体名] 大社町消防本部 [構成] 単独消防 [組織] 消防本部 総務係 予防係 救急救助係 警防係 機械装備係 交通安全対策係 消防署 大社町消防署 第1小隊(第1分隊、救急救助分隊) 第2小隊(第1分隊、救急救助分隊)</p>	<p>調整の具体的内容 組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため現行のとおり移行する。 ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等の整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均衡のとれた消防組織について検討する。 また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。</p>
<p>消防署 出雲消防署 本署 第1小隊(1分隊、2分隊、救急隊、救助隊) 第2小隊(1分隊、2分隊、救急隊、救助隊) ・出雲消防救急救命センター 東部分署 - 1分隊、2分隊 西部分署 - 1分隊、2分隊 南部分署 - 1分隊、2分隊 (別添組織図を参照) [出場計画] 別紙のとおり</p>	<p>消防署 平田市消防署 第1小隊(第1分隊) 第2小隊(第2分隊) (別添組織図を参照) [出場計画] 別紙のとおり</p>	<p>(別添組織図を参照) [出場計画] 別紙のとおり</p>	

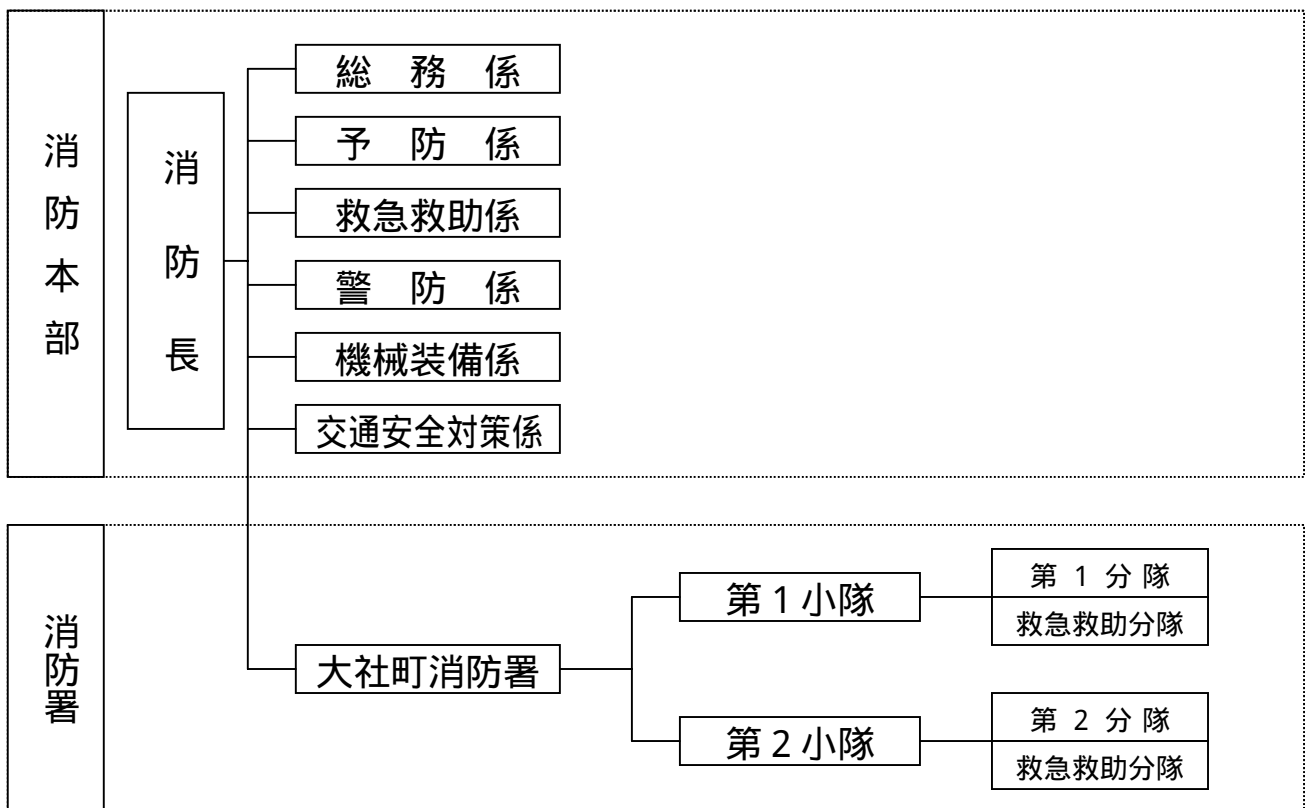
## 出雲市外 4 町広域消防組合組織図



### 平田市消防本部組織図



### 大社町消防本部組織図



## 出雲・平田・大社の消防概要

### 消防本部・署所及び消防団の現況(H16.4.1現在)

区分	面積(k㎡)	人口(人)	世帯数	本部・署所数		消防団			
				本部・署数	分署等数	団数	分団数	団員定数	団員実員
<b>出雲消防</b>	<b>440.10</b>	<b>130,984</b>	<b>63,187</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>29</b>	<b>1,220</b>	<b>1,209</b>
出雲市	172.33	88,426	42,672	1		1	16	535	533
斐川町	80.64	28,004	13,647		1	1	4	255	255
佐田町	109.83	4,575	2,189		1	1	4	180	177
多伎町	55.04	4,167	1,967		1	1	3	125	123
湖陵町	22.26	5,812	2,712		1	1	2	125	121
<b>平田消防</b>	<b>142.05</b>	<b>29,237</b>	<b>8,177</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>11</b>	<b>500</b>	<b>485</b>
<b>大社消防</b>	<b>41.80</b>	<b>16,177</b>	<b>4,625</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>6</b>	<b>279</b>	<b>278</b>
合計	623.95	176,398	75,989	3	3	7	46	1,999	1,972

### 階級別消防職員(H16.4.1現在)

区分	条例定数	合計		小計	消防吏員(実員)						
		男性	女性		消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
<b>出雲消防</b>	<b>119</b>	<b>120</b>	<b>2</b>	<b>120</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>17</b>	<b>25</b>	<b>31</b>	<b>20</b>	<b>22</b>
<b>平田消防</b>	<b>40</b>	<b>38</b>		<b>38</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>18</b>
<b>大社消防</b>	<b>28</b>	<b>28</b>		<b>28</b>		<b>1</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>
合計	187	186	2	186	2	7	25	40	37	29	46

### 消防ポンプ自動車等現有数(H16.4.1現在)

(消防本部)

区分	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	救急自動車(2B型)	指揮車	小型動力ポンプ積載車	その他の車両
<b>出雲消防</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>7</b>
本署	2	2	1	1	2	2	1	2		7
東部分署		1				1			1	
南部分署	1						1		1	
西部分署	1					1			1	
<b>平田消防</b>	<b>2</b>	<b>1</b>			<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>			
<b>大社消防</b>	<b>1</b>	<b>2</b>			<b>1</b>	<b>2</b>			<b>1</b>	<b>3</b>
合計	7	6	1	1	4	7	3	2	4	10

(消防団)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ		指揮車	資機材搬送車
		小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ		
<b>出雲消防</b>	<b>4</b>	<b>90</b>	<b>53</b>	<b>1</b>	
出雲市	2	35	53	1	
斐川町	2	22			
佐田町		13			
多伎町		9			
湖陵町		11			
<b>平田消防</b>	<b>1</b>	<b>23</b>	<b>45</b>		<b>1</b>
<b>大社消防</b>	<b>1</b>	<b>22</b>			
合計	6	135	98	1	1

### 火災・救急・救助出場件数

区分	火災			救急			救助		
	13年中	14年中	15年中	13年中	14年中	15年中	13年中	14年中	15年中
<b>出雲消防</b>	<b>69</b>	<b>63</b>	<b>68</b>	<b>2,993</b>	<b>3,148</b>	<b>3,513</b>	<b>133</b>	<b>132</b>	<b>140</b>
出雲市	49	42	42	1,877	1,953	2,183	87	86	91
斐川町	10	13	14	644	658	699	30	32	33
佐田町	2	0	3	138	194	227	3	5	2
多伎町	4	5	5	138	140	147	8	6	11
湖陵町	4	3	4	196	203	257	5	3	3
<b>平田消防</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>616</b>	<b>618</b>	<b>681</b>	<b>23</b>	<b>29</b>	<b>32</b>
<b>大社消防</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>425</b>	<b>449</b>	<b>479</b>	<b>26</b>	<b>20</b>	<b>23</b>
合計	83	77	80	4,034	4,215	4,673	182	181	195

# 出場計画

## 出雲市外4町広域消防組合

### 1 普通災害出場

出場区分	第1出場体制	第2出場体制	第3出場体制	重複出場
本署 担当地域 (出雲市乙立地区を除く)	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
東部分署 担当地区	指揮隊 1隊 本署消防隊 1隊 東部消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
西部分署 担当地区	指揮隊 1隊 本署消防隊 1隊 西部消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
南部分署 担当地区 (出雲市乙立地区を含む)	指揮隊 1隊 本署消防隊 1隊 南部消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 2隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
	計 4隊	計 6隊	計 9隊	計 3隊
付記	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する

### 2 特殊建物等災害出場

出場種別	摘要	第1出場体制	第2出場体制	第3出場体制	重複出場
密集地 災害出場	別途消防長が定める地域で発生した災害	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
危険物施設 災害出場	消防法11条第1項第1号に定める危険物製造所等の災害	指揮隊 1隊 科学消防隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 科学消防隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 科学消防隊 1隊 本署消防隊 3隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
高層建物 災害出場	高瀬20メートル以上又は地上5階建て以上の建築物の災害	指揮隊 1隊 梯子救助隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 梯子救助隊 1隊 本署消防隊 1隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 梯子救助隊 1隊 本署消防隊 3隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
福祉施設等 災害出場	消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、6項イのうちベット数が10床以上のもの、6項ロ及びハのうち盲学校、聾学校及び養護学校の災害	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 6隊	計 8隊	計 10隊	計 3隊
特定防火 対象物 災害出場	消防法施行例題3条第1項第1号の規定する甲種防火対象物のうち延べ床面積が1,000㎡以上のものの災害	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 1隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 2隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 本署消防隊 4隊 分署消防隊 3隊 救助隊 1隊	指揮隊 1隊 分署消防隊 2隊
		計 5隊	計 7隊	計 9隊	計 3隊
付記		状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する	状況により出場部隊数を増減する

出場種別が重複する場合の部隊編成の優先順位は、次のとおりとする。但し、福祉施設等と高層建物の重複対象物災害の部隊編成に救助隊を付加するものとする。

優先順位 1. 高層建物災害出場 2. 福祉施設等災害出場 3. 特定防火対象物等災害出場 4. 危険物施設災害出場 5. 密集地災害出場



# 出 場 計 画

## 3 救急隊出場計画

名称	配置場所	出場区域	付記
本署救急隊	出雲消防署本署	出雲市（乙立町を除く）	重複災害等必要あるときは 出場区域以外へ出場させる
東部救急隊	出雲消防署東部分署	斐川町	
西部救急隊	出雲消防署西部分署	多伎町並びに湖陵町	
南部救急隊	出雲消防署南部分署	佐田町並びに出雲市乙立町	

## 平田市消防本部

出場隊数	第 1 出場体制	第 2 出場体制	付 記
平時の場合	指揮隊 1 隊 消防隊 2 隊	指揮隊 1 隊 消防隊 4 隊	状況により出場隊数を増減する
夜間の場合	消防隊 2 隊 救助工作隊（照明） 1 隊	消防隊 4 隊 救助工作隊（照明） 1 隊	状況により出場隊数を増減する

## 大社町消防本部

区 分	第 1 出場体制	第 2 出場体制	付 記
出場隊数	指揮隊 1 隊 消防隊 1 ~ 2 隊	指揮隊 1 隊 消防隊 2 ~ 4 隊	状況により救助工作車 1 台を出場させる

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 3 - 1

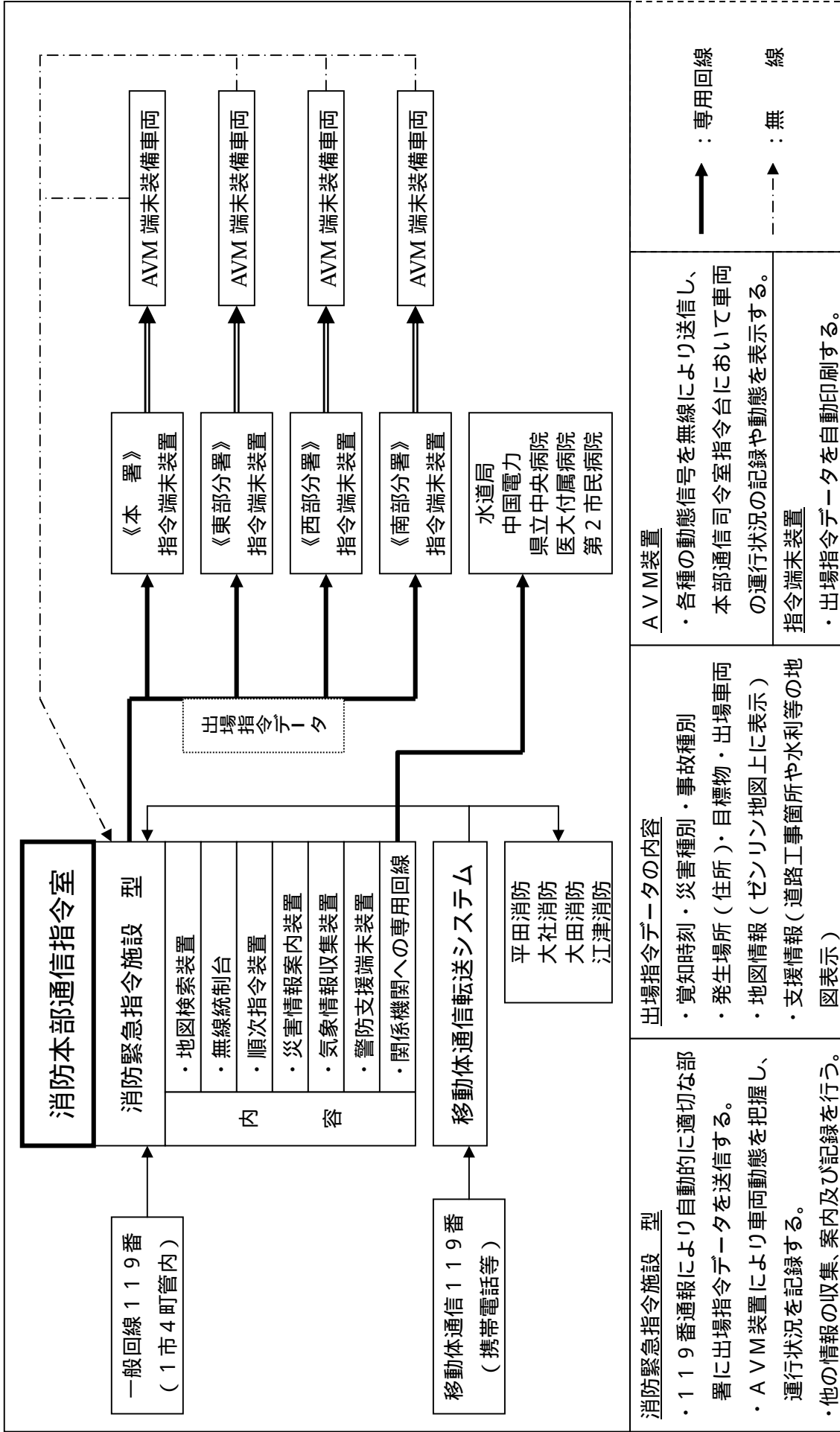
協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	119番受信及び通信指令に関すること
調整の方針		119番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために3消防署間をホットライン(NTT 専用回線)で結ぶことにより連携を図る。 なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外4町広域消防組合のシステムに統一する。	
現況		状況	
出雲市外4町広域消防組合	平田市	大社町	調整の具体的内容
[119番受信] 119番受信業務 ・一般加入・公衆電話・FAX・PHS 携帯119番受信並びに他消防本部への転送業務 出雲消防受信エリア (平田、大社、大田、江津消防本部) [119番緊急通報システム] 119番受信業務から出場指令業務までの関連業務の自動化(管内1市4町) 【職員の招集】 災害発生時における職員の非常召集業務 ・順次指令システムによる召集 [消防団の出場指令] 災害発生時における消防団の出場指令業務 ・出雲市、湖陵町 通信指令室からの非常召集システムによる遠隔操作 ・その他の町 電話による連絡 【その他】 災害発生時のテレホンサービス業務 119番受信時の口頭指導(応急手当) 菅原トネル災害受信機による受信	[119番受信] 119番受信業務 ・一般加入・公衆電話 携帯119番受信業務 ・出雲消防からの転送による [119番緊急通報システム] なし(口頭指令) 【職員の招集】 災害発生時における職員の非常召集業務 ・順次指令システムによる召集 [消防団の出場指令] 災害発生時における消防団の出場指令業務 ・通信指令室からの非常召集システムによる召集 ・その他電話による連絡 【その他】 災害発生時のテレホンサービス業務 119番受信時の口頭指導(応急手当)・署内放送及び口頭	[119番受信] 119番受信業務 ・一般加入・公衆電話 携帯119番受信業務 ・出雲消防からの転送による [119番緊急通報システム] なし(口頭指令) 【職員の招集】 災害発生時における職員の非常召集 [消防団の出場指令] 災害発生時における消防団の出場指令業務 (消防団緊急伝達システム、有線放送電話グループペーキング放送) 海難事故発生時における救難所の出場指令業務(一般加入電話) 【その他】 119番受信時の口頭指導(応急手当)・署内放送及び口頭	119番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために3消防署間をホットライン(NTT 専用回線)で結ぶことにより連携を図る。 なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外4町広域消防組合のシステムに統一する。

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 3 - 2

協議項目	消防、救急の取扱いについて			協議細目	119番受信及び通信指令に関すること
調整の方針	<p>119番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために3消防署間をホットライン(NTT 専用回線)で結ぶことにより連携を図る。 なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外4町広域消防組合のシステムに統一する。</p>				
<b>現 況</b>					
出雲市外4町広域消防組合	平 田 市	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容		
<p>【指令台】(富士通ゼネラル製)                      ・119番回線 11回線(同時受付可能5回線)                      ・専用直通回線 5回線                      ・指令回線 4回線                      ・順次指令(応召用) 3回線                      (付加設備:自動管理システム)                      ・車両動態管理装置(AVM)                      ・音声合成指令装置                      ・119番通話録音装置                      ・長時間録音装置                      ・職員出退表示装置                      ・隊編成表示装置                      ・災害状況等自動案内装置3回線                      【無線設備】                      ・基地局 5 (黒山中継局(多重無線含む。))                      ・固定局 5 (同上)                      ・移動局 25                      ・携帯局 42                      【携帯119番受信設備】                      ・2回線                      【消防団招集連絡装置】                      ・出雲市消防団緊急連絡装置                      ・出雲市消防団緊急伝達システム                      ・湖陵町防災無線システム</p>	<p>【指令台】*自動管理システムなし                      ・119番回線 5回線                      ・119番通話録音装置                      ・職員呼出装置 3回線                      【無線設備】                      ・基地局 2(摺木山中継局含む。)                      ・固定局 2(同上)                      ・移動局 13                      ・携帯局 17                      【消防団招集連絡装置】                      ・平田市防災無線システム</p>	<p>【指令台】*自動管理システムなし                      ・119番回線 3回線                      【無線設備】                      ・基地局 1                      ・固定局 1                      ・移動局 12                      ・携帯局 10                      【消防団招集連絡装置】                      ・大社町消防団緊急伝達システム</p>	<p>119番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために3消防署間をホットライン(NTT 専用回線)で結ぶことにより連携を図る。                      なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外4町広域消防組合のシステムに統一する。</p>		

119番受信及び通信指令体制図（出雲市外4町広域消防組合）



出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 4 - 1

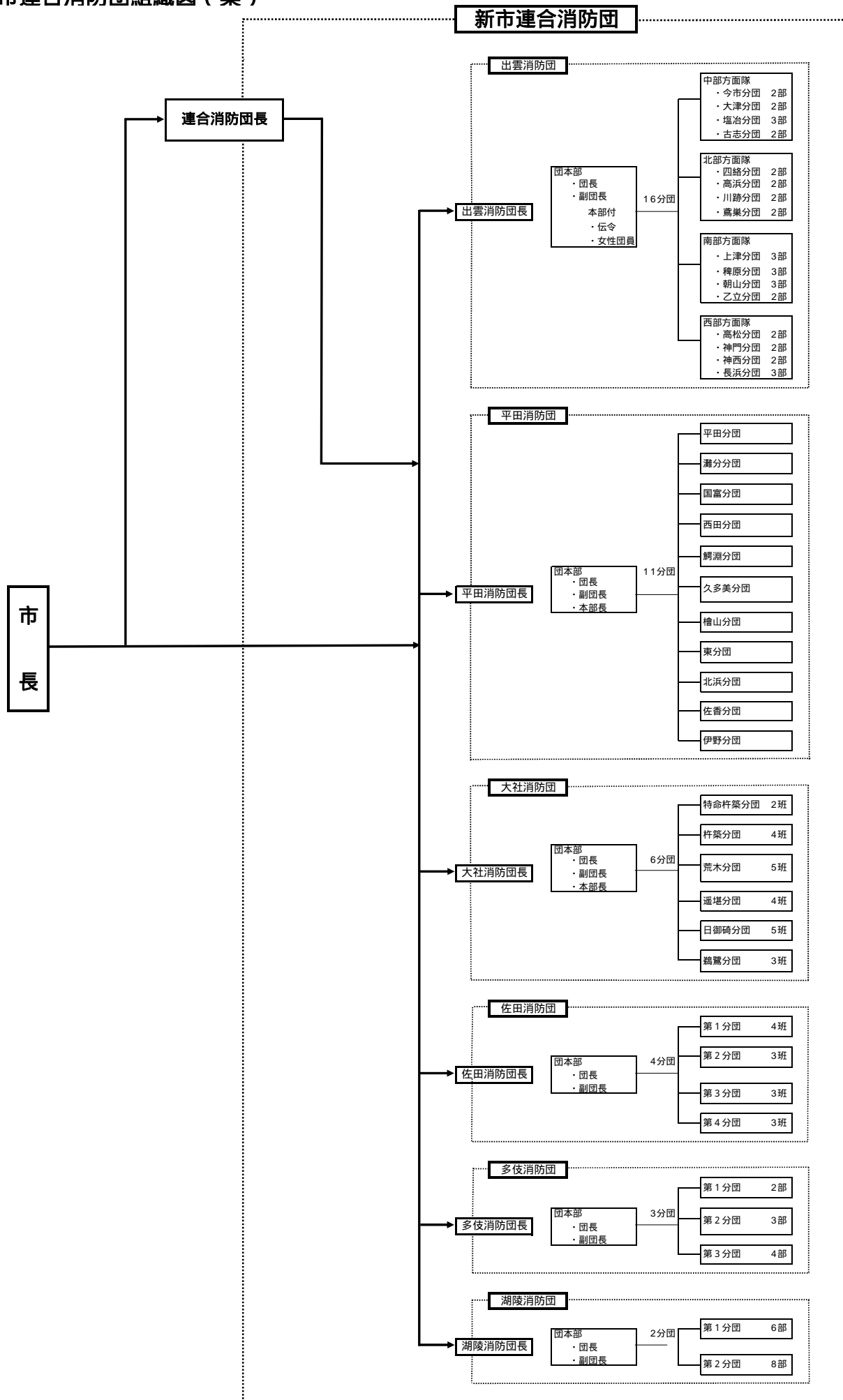
協議項目		消防、救急の取扱いについて		協議細目		消防団の組織					
調整の方針		消防団の組織については、当面現行のとおり移行し、新市における複数の消防団の密接な連携による一体的な運用を図るため、合併時に連合消防団を設置する。ただし、新市において、地域の実情や常備消防の状況を総合的に勘案した適正な組織体制を検討する。なお、合併時に災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。									
現況											
出	雲	市	平	田	市	佐	田	町	多	伎	町
分団数: 1本部4方面隊16分団(37部)	分団数: 1本部11分団(43部)	分団数: 1本部4分団(13班)	分団数: 1本部3分団(9部)	分団数: 1本部4分団(13班)	分団数: 1本部3分団(9部)	分団数: 1本部4分団(13班)	分団数: 1本部3分団(9部)	分団数: 1本部3分団(9部)	分団数: 1本部3分団(9部)	分団数: 1本部3分団(9部)	分団数: 1本部3分団(9部)
定員数: 535人	定員数: 500人以内	定員数: 180人	定員数: 500人以内	定員数: 180人	定員数: 180人	定員数: 180人	定員数: 125人	定員数: 125人	定員数: 125人	定員数: 125人	定員数: 125人
現員数: 533人(女性10人)	現員数: 485人	現員数: 177人	現員数: 485人	現員数: 177人	現員数: 177人	現員数: 177人	現員数: 123人	現員数: 123人	現員数: 123人	現員数: 123人	現員数: 123人
団長・副団長任期: 4年	団長任期: 3年	団長(幹部役員)任期: 4年	団長任期: 3年	団長(幹部役員)任期: 4年	団長(幹部役員)任期: 4年	団長(幹部役員)任期: 4年	団長任期: 4年	団長任期: 4年	団長任期: 4年	団長任期: 4年	団長任期: 4年
(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)
(平成18年3月31日まで)	(平成16年11月30日まで)	(平成18年8月16日まで)	(平成16年11月30日まで)	(平成18年8月16日まで)	(平成18年8月16日まで)	(平成18年8月16日まで)	(平成16年11月30日まで)	(平成16年11月30日まで)	(平成16年11月30日まで)	(平成16年11月30日まで)	(平成16年11月30日まで)
構成:	構成:	構成:	構成:	構成:	構成:	構成:	構成:	構成:	構成:	構成:	構成:
・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人	・団長 1人
・副団長 5人	・副団長 4人	・副団長 2人	・副団長 4人	・副団長 2人	・副団長 2人	・副団長 2人	・副団長 2人	・副団長 2人	・副団長 2人	・副団長 2人	・副団長 2人
・分団長 16人	・分団長 1人	・分団長 3人	・分団長 1人	・分団長 3人	・分団長 3人	・分団長 3人	・分団長 3人	・分団長 3人	・分団長 3人	・分団長 3人	・分団長 3人
・副分団長 16人	・副分団長 11人	・副分団長 4人	・副分団長 11人	・副分団長 4人	・副分団長 4人	・副分団長 4人	・副分団長 3人	・副分団長 3人	・副分団長 3人	・副分団長 3人	・副分団長 3人
・部長 39人	・部長 22人	・部長 8人	・部長 22人	・部長 8人	・部長 8人	・部長 8人	・部長 10人	・部長 10人	・部長 10人	・部長 10人	・部長 10人
・班長 59人	・班長 43人	・班長 15人	・班長 43人	・班長 15人	・班長 15人	・班長 15人	・班長 10人	・班長 10人	・班長 10人	・班長 10人	・班長 10人
・団員 399人	・団員 44人	・団員 147人	・団員 44人	・団員 147人	・団員 147人	・団員 147人	・団員 95人	・団員 95人	・団員 95人	・団員 95人	・団員 95人
計 535人	計 494人	計 180人	計 494人	計 180人	計 180人	計 180人	計 125人	計 125人	計 125人	計 125人	計 125人
							平成13年4月 組織改編実施	平成13年4月 組織改編実施	平成13年4月 組織改編実施	平成13年4月 組織改編実施	平成13年4月 組織改編実施

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 4 - 2

協議項目	消防、救急の取扱いについて	協議細目	消防団の組織								
調整の方針	消防団の組織については、当面現行のとおり移行し、新市における複数の消防団の密接な連携による一体的な運用を図るため、合併時に連合消防団を設置する。ただし、新市において、地域の実情や常備消防の状況を総合的に勘案した適正な組織体制を検討する。なお、合併時に災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。										
<b>現 況</b>											
湖	陵	町	社								
分団数：1本部2分団(6部) 定員数：125人 現員数：121人 (平成16年4月1日現在) 団長任期：4年 (平成18年4月1日まで)	分団数：1本部6分団(21班) 定員数：279人 現員数：278人 (平成16年4月1日現在) 団長任期：2年 (平成16年3月31日まで)	大 社	町								
<b>構 成：</b> ・団 長 1人 ・副団長 2人 ・分団長 2人 ・副分団長 2人 ・部 長 7人 ・班 長 19人 ・団 員 92人 計 125人	<b>構 成：</b> ・団 長 1人 ・副団長 3人(任期2年) ・本部 長 3人 ・分団 長 6人 ・副分団長 12人 ・部 長 13人 ・班 長 45人 ・団 員 196人 計 279人		<b>調整の具体的内容</b> 消防団の組織については、当面現行のとおり移行し、新市における複数の消防団の密接な連携による一体的な運用を図るため、合併時に連合消防団を設置する。ただし、新市において、地域の実情や常備消防の状況を総合的に勘案した適正な組織体制を検討する。なお、合併時に災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合併時の総数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分団の数</td> <td style="text-align: center;">42分団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部・班の数</td> <td style="text-align: center;">129部・班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団員の定数</td> <td style="text-align: center;">1,744人</td> </tr> </table>				合併時の総数		分団の数	42分団	部・班の数	129部・班	団員の定数	1,744人
合併時の総数											
分団の数	42分団										
部・班の数	129部・班										
団員の定数	1,744人										

# 新市連合消防団組織図（案）







## 協議第 21 号

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

### 国民健康保険事業の取扱いについて（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 2 1 . 国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 1 賦課形態

賦課形態については、保険料とする。

#### 2 国民健康保険料

( 1 ) 賦課方式は、現行のとおり 4 方式とする。

( 2 ) 保険料率については、次の事項を基本に調整する。

医療分については、平成 16 年度は現行のとおりとする。平成 17 年度から均一賦課とするが、低所得者層に配慮し、基金による財政調整を行う。基金による財政調整は応益割に充当し、その期間は新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。

介護分については、制度の趣旨、又地域実情に大きな差異がないことから、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。

( 3 ) 限度額は、現行のとおりとする。

( 4 ) 本算定の時期は、出雲市、平田市及び湖陵町の例により調整する。

( 5 ) 納付回数、納期は、湖陵町の例により調整する。なお仮算定は行わない。

( 6 ) 賦課割合については、現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り 5 0 対 5 0 に近づけるよう平準化する。

( 7 ) 保険料の軽減については、賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。

- 3 任意給付（出産育児一時金、葬祭費）  
出産育児一時金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
葬祭費は、平田市、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。
  
- 4 国民健康保険運営協議会  
合併時に統一する。  
委員構成については、出雲市の例により統一する。  
委員定数、選任方法等は合併までに調整する。

## 協議第 22 号

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

### 介護保険事業の取扱いについて（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 2 2 . 介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 1 介護保険事業計画

現行の各保険者の第 2 期事業計画のうち、介護保険料を除き、そのまま新市に引き継ぐ。

#### 2 介護保険料

平成 17 年度から介護保険料を統一する。

#### 3 介護保険料減免

低所得者減免を実施することとし、出雲市外 6 市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容を見ながら、合併時まで調整する。

#### 4 介護保険システム

各市町（保険者）とも島根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼働している。

現在、出雲市外 6 市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、2 市 4 町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理や調整が前提であり、新市の組織体制も考慮しつつ、合併時まで調整する。

5 保険給付外事業

単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 福祉分科会 1-1

協議項目	協議細目	状況					
協議項目	協議細目	出雲市	現田市	田市	町		
調整の方針	別紙のとおり						
協議項目	介護保険事業の取扱い						
出雲市	<p>1 介護保険事業計画 [介護保険事業計画] 介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとに、5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付費の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>[事業期間] 第1期事業期間 平成12年度から平成16年度 第2期事業期間 平成15年度から平成19年度 第3期事業期間 平成18年度から平成22年度</p>	平田市	<p>1 介護保険事業計画 [介護保険事業計画] 出雲市に同じ</p> <p>[事業期間] 出雲市に同じ</p> <p>[定める事項] 出雲市に同じ</p>	佐田町	<p>出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため、出雲市に同じ</p>	多伎町	<p>出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため、出雲市に同じ</p>
2 介護保険料	<p>[料率] 第1段階 18,090円 (基準額×0.45) 第2段階 28,140円 (基準額×0.7) 第3段階 40,200円 (基準額) 第4段階 52,260円 (基準額×1.3) 第5段階 62,310円 (基準額×1.55)</p> <p>□ 保険料賦課資料の作成は、構成市町 □</p>	<p>2 介護保険料 [料率] 第1段階 15,390円 (基準額×0.45) 第2段階 23,940円 (基準額×0.7) 第3段階 34,200円 (基準額) 第4段階 42,750円 (基準額×1.25) 第5段階 51,300円 (基準額×1.5) 第6段階 68,400円 (基準額×2)</p>					

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	協議細目	協議内容
<div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <span>協議項目</span> <span>協議細目</span> <span>協議内容</span> </div>		
<b>調整の方針</b>		
湖 調整の方針 出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため、出雲市に同じ	現 況 大 社 町 1 介護保険事業計画 (介護保険事業計画) 出雲市に同じ  [事業期間] 出雲市に同じ  [定める事項] 出雲市に同じ  2 介護保険料 [料率] 第1段階 17,916 円 (基準額×0.5) 第2段階 26,874 円 (基準額×0.75) 第3段階 35,832 円 (基準額) 第4段階 44,790 円 (基準額×1.25) 第5段階 53,748 円 (基準額×1.5)	調整の具体的内容 1 介護保険事業計画 現行の各保険者の第2期事業計画のうち、介護保険料を除き、そのまま新市に引き継ぐ。  2 介護保険料 平成17年度から介護保険料を統一する。

## 協議第 23 号

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 10 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて  
（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 平田市立病院事業

現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行いつつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 診療所事業

いずれも医療過疎対策として存続が必要であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 在宅当番医制度

2市4町共通の事業であり、合併後も、継続して出雲医師会に委託して実施する。

4 休日診療所事業

出雲圏域の休日診療を担っているものであり、引き続き新市の事業として行う。

5 病院、診療所使用料・手数料

平田市立病院については、現行のとおり新市に引継ぎ、診療所については、平田市の例により統一する。





## 協議第 24 号

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年6月10日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて

（産業・建設小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 農林関係事業受益者分担金

- （1）新市の分担金は、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されたものについては現行のとおりとする。また、宍道湖・中海淡水化事業中止に伴う事業については、合併までに決定される分担金を新市に引き継ぐ。
- （2）新市においては、農道（ほ場整備時の支線的農道を除く。）幹線排水路等、幹線用水路等、ため池（貯水量2,000トン以上のもの。）及び頭首工（堰を含む。）の整備並びにため池の廃止については、分担金を徴収しない。
- （3）県営土地改良事業及び県単県営緊急地すべり対策事業に伴う受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の3分の1とする。なお、県単県営緊急地すべり対策事業については、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。
- （4）市営土地改良事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の3分の1とする。
- （5）農地・農業用施設災害復旧事業のうち、農地の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、中山間地域にあっては、事業費の4%とし、中山間地域以外の地域にあっては、事業費から国・県の補助金を控除した額の2分の1とする。また、農業用施設の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、用水路（幹線用水路を除く。）及びため池を対象として、中山間地域にあっては、事業費の2%とし、中山間地域以外の地域にあっては、事業費から国・県の補助金を控除した額の4分の1とする。

- ( 6 ) 林地崩壊防止事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の2分の1とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。
- ( 7 ) 緊急・軽微な修繕については、予算の範囲内で修繕を実施するとともに、原材料支給及び重機借上げ支給を実施する。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目																				
調整の方針	調整の具体的内容、欄に掲げたとおり																					
現況																						
出雲市	平田市	佐田町																				
<p>[県営土地改良事業] 事業費から国・県の補助金を控除した後、市の補助規程の反対解釈により、事業の種目ごとに0%から85%の分担金とガイドラインで算定される分担金を比較し、農家負担の少ないほうを徴収している。 分担金を徴収しないもの 幹線農道、幹線排水路</p>	<p>[県営土地改良事業] 現在実施している県営中山間地域総合整備事業では、ガイドラインは、町と農家の負担割合を2対1としている。このガイドラインどおりの分担金を徴収している。総事業費に対する負担割合は、町10%、農家5%である。 分担金を徴収しないもの 農道</p>	<p>[県営土地改良事業] 県営中山間地域総合整備事業では、ガイドラインどおりの分担金を徴収している。総事業費に対する負担割合は、町10%、農家5%である。 分担金を徴収しないもの 農道、幹線排水路</p>																				
<p>[市営土地改良事業] 事業費から国・県の補助金を控除した後、市の補助規程の反対解釈により、事業の種目ごとに0%から85%の分担金を徴収している。 分担金を徴収しないもの 幹線農道、幹線排水路</p>	<p>[市営土地改良事業] 事業費から国・県の補助金を控除した額の50%以内とされている。実施又は計画中の事業はない。 分担金を徴収しないもの 幹線農道、幹線排水路</p>	<p>[町営土地改良事業] 事業費の5%を分担金として徴収している。 分担金を徴収しないもの 農道、幹線排水路、ため池の廃止</p>																				
<p>[農地・農業用施設災害復旧事業] 農地・農業用施設の区分別なく、補助ありの場合、国県の補助金を控除した額の40%、補助なしで市が施行する場合、分担金はなし、地元施行の場合は、60%の市単補助金を交付している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>分担金の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農地</td> <td>普通・補助あり</td> <td>補助残の50%</td> </tr> <tr> <td>普通・補助なし</td> <td>事業費の40%</td> </tr> <tr> <td>激甚・補助あり</td> <td>補助残の40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農業用施設</td> <td>普通・補助あり</td> <td>事業費の30%</td> </tr> <tr> <td>普通・補助なし</td> <td>補助残の25%</td> </tr> <tr> <td>激甚・補助あり</td> <td>10万円以上20% 10万円未満25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">激甚・補助なし</td> <td>分担金なし 10万円以上15% 10万円未満20%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	分担金の割合	農地	普通・補助あり	補助残の50%	普通・補助なし	事業費の40%	激甚・補助あり	補助残の40%	農業用施設	普通・補助あり	事業費の30%	普通・補助なし	補助残の25%	激甚・補助あり	10万円以上20% 10万円未満25%	激甚・補助なし		分担金なし 10万円以上15% 10万円未満20%	<p>[農地・農業用施設災害復旧事業] 農地については、補助がない場合は、町が施工せず、町の20%補助による地元施工としている。 農業用施設は、補助がある場合は、事業費の2%を徴収し、補助がない場合は、町が施工せず、町の30%補助による地元施工としている。</p>	<p>[農地・農業用施設災害復旧事業] 補助がある場合は、農地は、事業費の5%を徴収し、農業用施設は、事業費の3%を徴収している。 補助がない場合は、地元が全額負担で施工している。</p>
区分	補助率	分担金の割合																				
農地	普通・補助あり	補助残の50%																				
	普通・補助なし	事業費の40%																				
	激甚・補助あり	補助残の40%																				
農業用施設	普通・補助あり	事業費の30%																				
	普通・補助なし	補助残の25%																				
	激甚・補助あり	10万円以上20% 10万円未満25%																				
激甚・補助なし		分担金なし 10万円以上15% 10万円未満20%																				
[関係条例]																						

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-2

協議項目		各種事務事業(農林関係)の取扱い		協議細目		農林関係事業分担金	
調整の方針		調整の具体的内容(欄)に掲げたとおり					
出雲		現況		佐田		多伎町	
[用排水路の修繕]		[用排水路の修繕] 市宮土地改良事業と同じ 事業費の50%以内	[用排水路の修繕] 町が事業せず、地元が実施した場合、30%の町単補助金を交付	[用排水路の修繕] 町が実施せず、地元が実施する。 町単補助金はなし。			
区分	分担金割合						
用水路	受益面積50ha以上は、分担金なし 50ha未満は、4段階に分けて15%から30%を徴収している。						
排水路	受益面積50ha以上は分担金なし 50ha未満は、平坦地と中山間地に分けて段階をつけ、5%から15%を徴収している。						
[(県単県営緊急地すべり対策事業) 市が負担する金額の50%		[(県単県営緊急地すべり対策事業) 該当なし]	[(県単県営緊急地すべり対策事業) 該当なし]	[(県単県営緊急地すべり対策事業) 事業費の2%			
[(林地崩壊防止事業) 国庫補助事業 国・県の補助金を控除した額の2分の1 県単補助事業 県補助金を控除した額の2分の1		[(林地崩壊防止事業) 国庫補助事業 国・県の補助金を控除した額の2分の1 県単補助事業 県補助金を控除した額の3分の2	[(林地崩壊防止事業) 国庫補助事業 国・県の補助金を控除した額の2分の1 (事業費の12.5%) 県単補助事業 県補助金を控除した額の2分の1 住民税非課税世帯は、分担金なし]	[(林地崩壊防止事業) 国庫補助事業 事業費の2% 県単補助事業 事業費の2%			
[(緊急・軽微な修繕) 予算の範囲内で緊急・軽微な修繕を実施している。 原材料支給は、1件10万円以内		[(緊急・軽微な修繕) 予算の範囲内で緊急・軽微な修繕を実施している。 原材料支給は、1件10万円程度まで	[(緊急・軽微な修繕) 該当なし]	[(緊急・軽微な修繕) 該当なし]			
[(関係条例)]							

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	農林関係事業分担金
調整の方針	調整の具体的な内容、欄に掲げたとおり		
湖	町	現況	調整の具体的な内容
<p>〔県営土地改良事業〕 ガイドラインどおりの分担金を徴収している。総事業費に対する負担割合は、町10%、農家12.5%である。 分担金を徴収しないもの 幹線農道、幹線用排水路</p>	<p>〔県営土地改良事業〕 ガイドラインどおりの分担金を徴収している。総事業費に対する負担割合は、町10%、農家12.5%である。 分担金を徴収しないもの 農道</p>	<p>〔県営土地改良事業〕 事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の3分の1とする。 分担金を徴収しないもの 農道(ほ場整備時の支線の農道を除く。)、幹線排水路等、幹線用排水路等、ため池(貯水量2,000トン以上のもの。)、及び頭首工(堰を含む。)の整備並びにため池の廃止については、分担金を徴収しない。</p>	<p>〔県営土地改良事業〕 事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の3分の1とする。 分担金を徴収しないもの 農道(ほ場整備時の支線の農道を除く。)、幹線排水路等、幹線用排水路等、ため池(貯水量2,000トン以上のもの。)、及び頭首工(堰を含む。)の整備並びにため池の廃止については、分担金を徴収しない。</p>
<p>〔町営土地改良事業〕 国・県の補助金を控除した金額の範囲内としているが、実施又は計画中の事業はない。 分担金を徴収しないもの 幹線農道、幹線用排水路</p>	<p>〔町営土地改良事業〕 事業費の20%であるが、実施又は計画中の事業はない。 分担金を徴収しないもの 農道</p>	<p>〔市・町営土地改良事業〕 事業費から国・県の補助金を控除した額の3分の1とする。 分担金を徴収しないもの 県営土地改良事業に同じ</p>	<p>〔市・町営土地改良事業〕 事業費から国・県の補助金を控除した額の3分の1とする。 分担金を徴収しないもの 県営土地改良事業に同じ</p>
<p>〔農地・農業用施設災害(復旧事業)〕 農地は、国・県の補助金を控除した金額の50%を、農業用施設は、25%を徴収している。</p>	<p>〔農地・農業用施設災害(復旧事業)〕 分担金は徴収していない。</p>	<p>〔農地・農業用施設災害(復旧事業)〕 農地の場合、中山間地域にあっては、事業費の4%とし、中山間地以外は、事業費から国庫の補助金を控除した額の2分の1とする。 農業用施設の場合は、用水路(幹線用水路を除く。)、及びため池を対象として、中山間地域にあっては、事業費の2%とし、中山間地以外は、事業費から国庫の補助金を控除した額の4分の1とする。</p>	<p>〔農地・農業用施設災害(復旧事業)〕 農地の場合、中山間地域にあっては、事業費の4%とし、中山間地以外は、事業費から国庫の補助金を控除した額の2分の1とする。 農業用施設の場合は、用水路(幹線用水路を除く。)、及びため池を対象として、中山間地域にあっては、事業費の2%とし、中山間地以外は、事業費から国庫の補助金を控除した額の4分の1とする。</p>
<p>〔用排水路の修繕〕 用水路は、町が実施せず、地元が実施した場合、30%の町単補助金を交付 排水路は、町が実施して、分担金はない。</p>	<p>〔用排水路の修繕〕 分担金はない。</p>	<p>〔用排水路の修繕〕 市営土地改良事業に統合する</p>	<p>〔用排水路の修繕〕 市営土地改良事業に統合する</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-4

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	農林関係事業分担金
調整の方針	調整の具体的な内容、欄に掲げたとおり		
現況			
湖	町	大社町	町
<p>[県単県営緊急地すべり対策事業] 該当なし</p> <p>[林地崩壊防止事業] 国庫補助事業 国、県の補助金を控除した額の2分の1 県単補助事業 県補助金を控除した額の2分の1</p> <p>[緊急・軽微な修繕] 予算の範囲内で緊急・軽微な修繕を実施している。 原材料支給も実施</p>	<p>[県単県営緊急地すべり対策事業] 該当なし</p> <p>[林地崩壊防止事業] 国庫補助事業 事業費の10% 県単補助事業 事業費の10%</p> <p>[緊急・軽微な修繕] 予算の範囲内で実施している。 原材料支給は実施</p>	<p>[県単県営緊急地すべり対策事業] 事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の3分の1とする。</p> <p>[林地崩壊防止事業] 事業費から国・県の補助金を控除した額の2分の1とし、受益者の状況に応じた減免について新市において検討する</p> <p>[緊急・軽微な修繕] 予算の範囲内で緊急・軽微な修繕を実施するとともに、原材料支給及び重機借上料支給を実施する</p> <p>[新分担金の適用時期等] 新市の分担金は、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されたものについては、現行のとおりとする。また、宍道湖・中海淡水化事業中止に伴う事業については、合併までに決定される分担金を新市に引き継ぐ。</p>	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-5

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	産業関係事業分担金	
現況				
[主な事業のガイドライン]				
事業名	国庫補助金	ガイドライン 県負担率 市町負担率	農家負担率	
かんがい排水(一般型)	50%	25.0% 10.0%	15.0%	
ほ場整備(担い手育成型)	50%	27.5% 10.0%	12.5%	
畑地帯総合整備(一般型)	50%	25.0% 10.0%	15.0%	
土地改良総合事業(一般型)	45%	27.5% 10.0%	17.5%	
中山間地域総合整備(集落型)	55%	30.0% 10.0%	5.0%	
農地防災(ため池等整備・小規模)	50%	29.0% 14.0%	7.0%	
農地保全(侵食防止)	50%	29.0% 14.0%	7.0%	
農地環境保全対策(水質保全対策)	50%	34.0% 16.0%	0%	
農地開発(一般型)	50%	32.5% 7.0%	10.5%	
[事業別補助率等]				
事業名	区分	負担割合 国 県 その他		
農地・農業用施設災害 復旧事業	団体営農地	50%	50%	50%
	団体営農用施設	65%		35%
県単「県営緊急地すべり対策事業」	防止施設本体工事に合わせ発生する場合		50%	50%
	国庫補助事業	50%	25%	25%
林地崩壊防止事業	県単補助事業		欄外に記載	県補助金を控除した額
<p>受益世帯の最高所得者の住民税課税標準額により区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税世帯 事業費の50%</li> <li>・250万円未満(事業費-100万円)×50%</li> <li>・250万円以上(事業費-200万円)×50%</li> </ul>				





**協議第 25 号**

地方税の取扱い(その1)について、次のとおり協議する。

平成16年6月10日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

地方税の取扱い(その1)について(総務・企画小委員会付託)

合併協定項目18.地方税の取扱い(その1)については、次のとおりとする。

1 税証明手数料

(1) 市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から1件について200円に統一する。

(2) 租税特別措置法第72条(所有権保存登記) 第73条(所有権移転登記) 第74条(抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から1件について1,300円に統一する。

2 督促手数料

督促手数料は、合併時から督促状1通について100円に統一する。

3 個人市民税

個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により現行のとおり標準税率の年額3,000円とする。所得割の税率は、現行のとおり標準税率に統一する

4 法人市民税

法人市民税の税率は、現行のとおり均等割の税率は、制限税率(標準税率×1.2)、法人税割の税率は、制限税率の14.7%とする。

5 軽自動車税

軽自動車税の税率は、現行のとおり制限税率(標準税率×1.2)とする。

## 6 都市計画税

都市計画税の税率は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用する。

平田市及び大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町及び湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。

## 7 入湯税及び入湯税の課税免除

入湯税の税率は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客1人1日について、150円」に統一する。

入湯税の課税免除は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金1,050円（消費税込み）以下の日帰りの利用客及び学校行事等で児童生徒を引率する教職員」を加え、その基準を統一する。

## 8 納期前納付報奨金制度

納期前納付報奨金制度は、平成17年度から対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。

## 9 納税組合制度

納税組合制度は、平成17年度から廃止する。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 1-1

協議項目	地方税の取扱い		協議細目			
	出雲市	現況	平田市	佐田町	多伎町	調整方針
別紙のとおり						
調整の方針						
1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 1,300円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 300円 措置法72条~74条証明 1件 1,300円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円
措置法証明 租税特別措置法72条(所有権保存登記)、73条(所有権移転登記)、74条(抵当権設定登記)により登録免許税の軽減を受けるための証明						
2. 督促手数料 手数料の額 1件 80円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円
3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率) 所得割税率 標準税率	3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率) 所得割税率 標準税率	3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率) 所得割税率 標準税率	3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率) 所得割税率 標準税率	3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率) 所得割税率 標準税率	3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率) 所得割税率 標準税率	3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率) 所得割税率 標準税率
4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2) 法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2) 法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2) 法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2) 法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2) 法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2) 法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2) 法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 1 - 2

協議項目		協議細目
調整の方針		別紙のとおり
調整の取扱い		別紙のとおり
調整の項目	現 況	調整の具体的内容
湖 陵 町	大 社 町	
<p>1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条～74条証明 1件 200円</p> <p>2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円</p> <p>3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率)</p> <p>所得割税率 標準税率</p> <p>4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)</p> <p>法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)</p>	<p>1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条～74条証明 1件 200円</p> <p>2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円</p> <p>3. 個人市民税 均等割税率 3,000円/年(標準税率)</p> <p>所得割税率 標準税率</p> <p>4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)</p> <p>法人税割税率 制限税率14.7%(標準税率×1.2)</p>	<p>1. 税証明手数料 市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から1件について200円に統一する。 租税特別措置法第72条(所有権保存登記)、第73条(所有権移転登記)、第74条(抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から1件について、1,300円に統一する。</p> <p>2. 督促手数料は、合併時から督促状1通について100円に統一する。</p> <p>3. 個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により現行のとおり標準税率の年額3,000円とする。 個人市民税の所得割の税率は、現行のとおり、標準税率(3%、8%、10%の3段階)とする。</p> <p>4. 法人市民税の均等割の税率は、現行のとおり、制限税率(標準税率×1.2)とする。 法人市民税の法人税割の税率は、現行のとおり、制限税率の14.7%とする。</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 2 - 1

協議項目	地方税の取扱い		協議細目			
	出雲市	現況	平田市	佐田町	多伎町	調整方針
別紙のとおり						
5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)		5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	
6. 都市計画税 納税義務者 都市計画区域のうち用途域内に所在する 土地及び家屋の所有者 税率 0.1%		6. 都市計画税 該当なし(用途地域あり)	6. 都市計画税 該当なし (都市計画区域なし)	6. 都市計画税 該当なし (都市計画区域なし)	6. 都市計画税 該当なし(都市計画区域なし)	
課税標準額 固定資産の価格 納期 固定資産の納期に同じ						
7. 入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・学校教育上の行事で教職員に引率される生徒 ・一般公衆、共同浴場の入湯客		7. 入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 規定なし	7. 入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・一般公衆、共同浴場の入湯客	7. 入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・一般公衆、共同浴場の入湯客	7. 入湯税及び入湯税の課税免除 条例の規定なし	

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 2 - 2

協議項目		協議細目	
調整の方針		別紙のとおり	
協議項目	地方税の取扱い	協 議 細 目	
調整の方針	別紙のとおり	協 議 細 目	
湖 陵 町	現 況	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	5. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	5. 軽自動車税の税率は、現行のとおり、制限税率(標準税率×1.2)とする。
6. 都市計画税 該当なし(用途地域なし)	6. 都市計画税 該当なし(用途地域あり)	6. 都市計画税 該当なし(用途地域あり)	6. 都市計画税の税率は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用する。平田市及び大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町及び湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。
7. 入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・一般公衆、共同浴場の入湯客	7. 入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・一般公衆、共同浴場の入湯客	7. 入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・学校教育上の行事で教職員に引率される生徒 ・一般公衆、共同浴場の入湯客	7. 入湯税の税率は、現行のとおり引継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客1人1日について、150円」に統一する。入湯税の課税免除は、現行のとおり引継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金1,050円(消費税込み)以下の日帰りの利用客及び学校行事等で児童生徒を引率する教職員」を加え、その基準を統一する。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 3-1

協議項目	地方税の取扱い		協議細目			
	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	町	
調整の方針	別紙のとおり					
<b>現 況</b>						
8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100	8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100	8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.3/100	8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100	8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100	8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100	
前納時期 1期、2期、3期	前納時期 1期のみ	前納時期 1期、2期、3期	前納時期 1期、2期、3期	前納時期 1期、2期、3期	前納時期 1期、2期、3期	
交付限度額 5万円	交付限度額 10万円	交付限度額 5万円	交付限度額 5万円	交付限度額 5万円	交付限度額 5万円	
9. 納税組合制度 制度の有無 あり	9. 納税組合制度 制度の有無 なし(平成9年度廃止)	9. 納税組合制度 制度の有無 なし(平成14年度廃止)	9. 納税組合制度 制度の有無 なし(平成9年度廃止)	9. 納税組合制度 制度の有無 なし(平成14年度廃止)	9. 納税組合制度 制度の有無 なし	
奨励金交付基準 ・組合員割 1人年50円 ・件数割 30円(国保50円) ・税額割 100%の時、2/100(1/100) 90%の時、1.5/100(0.5/100) 交付限度額 1税目年間納付額60万円						

# 出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 3 - 2

協議項目		協議細目	
地方税の取扱い			
別紙のとおり			
<b>現 況</b>			
湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円	8. 納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円	8. 納期前納付報奨金制度は、平成17年度から対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。	
9. 納税組合制度 制度の有無 なし 奨励金交付基準 ・税額割 町県民税 1.4/100 固定、軽自 2.0/100 国保料 1.0/100 交付限度額 なし	9. 納税組合制度 制度の有無 なし(平成12年度廃止)	9. 納税組合制度は、平成17年度から廃止する。	